

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

— 未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造 —

平成 23 年 3 月

横 須 賀 市

はじめに

現行の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）は、前基本計画の基本方針である「“循環型都市よこすか”をめざして」を継承しつつ、平成 13 年 4 月のリサイクルプラザの稼動に合わせた 4 分別収集開始を踏まえて、平成 15 年 3 月に改定しました。

その後、廃棄物処理法に規定する「基本方針」の改正、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の公表、また、本市における平成 21 年 3 月の「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」の策定などの変化に対応し、今回、基本計画を改定するものです。

ごみの減量化・資源化は積極的に取り組むべき課題との認識に立ち、これまでも循環型都市の推進を基本として市民・事業者の協力のもと、ごみの減量化・資源化を行ってきました。

今後も、より一層、ごみの排出削減と資源化の推進に努め、それにより施設整備や処理に係る経費負担の軽減と環境負荷の低減を図り、「循環型社会」を創造していくことが求められています。

また、これを進めていくことは、「低炭素社会」さらには「自然共生社会」の構築にも役立つものであり、天然資源の消費をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現にもつながるものと考えています。

こうした考え方に立って、改定基本計画に沿って、一層の減量化・資源化を実現していくための推進体制を整え、市民・事業者・横須賀市が協働して、新たな基本理念とする「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」の実現に向け、廃棄物処理施策をすすめて参ります。

【 目 次 】

はじめに

I 基本的事項

第1章 基本理念・方針

1 計画改定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本理念と基本方針	4
4 重点施策	6
5 計画期間（計画の目標年度）	6
6 将来人口の推計	6
7 計画の進行管理	6

第2章 現状と課題

1 横須賀市の概況	7
（1）人口動態	8
（2）産業の動向	9
（3）土地利用状況	10
（4）総合計画等との関係	10
2 ごみ処理の現状と課題	12
（1）ごみ処理フロー（ごみ処理体制）	12
（2）ごみの排出・処理の実績	13
（3）ごみ処理の評価	20
（4）ごみ処理の課題	22

II ごみ処理基本計画

第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

1 目標年度におけるごみ処理の流れ	26
2 目標年度におけるごみの発生量および処理量の推計（計画の数値目標）	27
3 今後のごみ量等の変動要素	28
（1）将来推計人口による影響	28
（2）減量化・資源化策の効果	28
（3）平成21年度に実施している資源化策	30

第4章	ごみの発生・排出抑制のための方策	
1	発生抑制（リデュース）	32
2	再使用（リユース）	33
3	再生利用（リサイクル）	34
4	その他、市が講ずべき方策	35
	（1）主な周知・啓発事業	35
	（2）その他の関連施策	35
第5章	分別収集区分と資源化・適正処理	
1	分別して収集するごみの種類と分別区分	36
2	ごみの資源化・適正処理	37
	（1）収集・運搬計画	37
	（2）中間処理計画	38
	（3）最終処分計画	40
	（4）収集・運搬、処理・資源化量の見込み	40
3	ごみ処理施設の整備	41
	（1）現行の処理施設	41
	（2）ごみ処理広域化計画に伴う本市の処理施設整備	42
第6章	その他ごみ処理に関し必要な事項	
1	廃棄物減量等推進審議会の運営	45
2	市民・事業者・市の協力体制	45
3	ごみ処理基本計画の進行管理	46
4	家庭ごみの有料化	48
5	災害時の廃棄物対策	49
6	その他一般廃棄物関連事項	49
	（1）不法投棄対策の強化	49
	（2）ポイ捨て防止及び路上禁煙	49
	（3）海岸漂着ごみの円滑処理	50
	（4）適正処理困難物および排出禁止物	50
	（5）廃棄物処理に関する制度改善要望	50
Ⅲ	資料編	51

I 基本的事項

本市のごみ処理に関する基本理念・基本方針、本市の現状とごみ処理に関する課題を示します。これは、「II ごみ処理基本計画」に示す、今後の具体的な3Rの推進、減量化・資源化、適正処理の内容の前提となる基本的事項です。

第1章 基本理念・方針

1 計画改定の趣旨

本市では、昭和 63 年 3 月に「適正処理の推進」「生活環境の保全」「資源化と有効利用の促進」などを基本方針とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を策定しました。

その後、随時改定を行い、平成 8 年 3 月には、容器包装リサイクル制度への対応および「埋立依存型」からの脱却などを踏まえ、『“循環型都市よこすか”をめざして』を掲げたごみ処理基本計画を改定しました。

平成 15 年 3 月に策定した現行のごみ処理基本計画では、前期計画の基本方針を継承しつつ、平成 13 年度から実施した容器包装リサイクル法に対応する「4分別収集」のほか、新たな資源化策を含む計画とし、目標年次の平成 22 年度に向けて、一層の減量化・資源化を進めてきました。

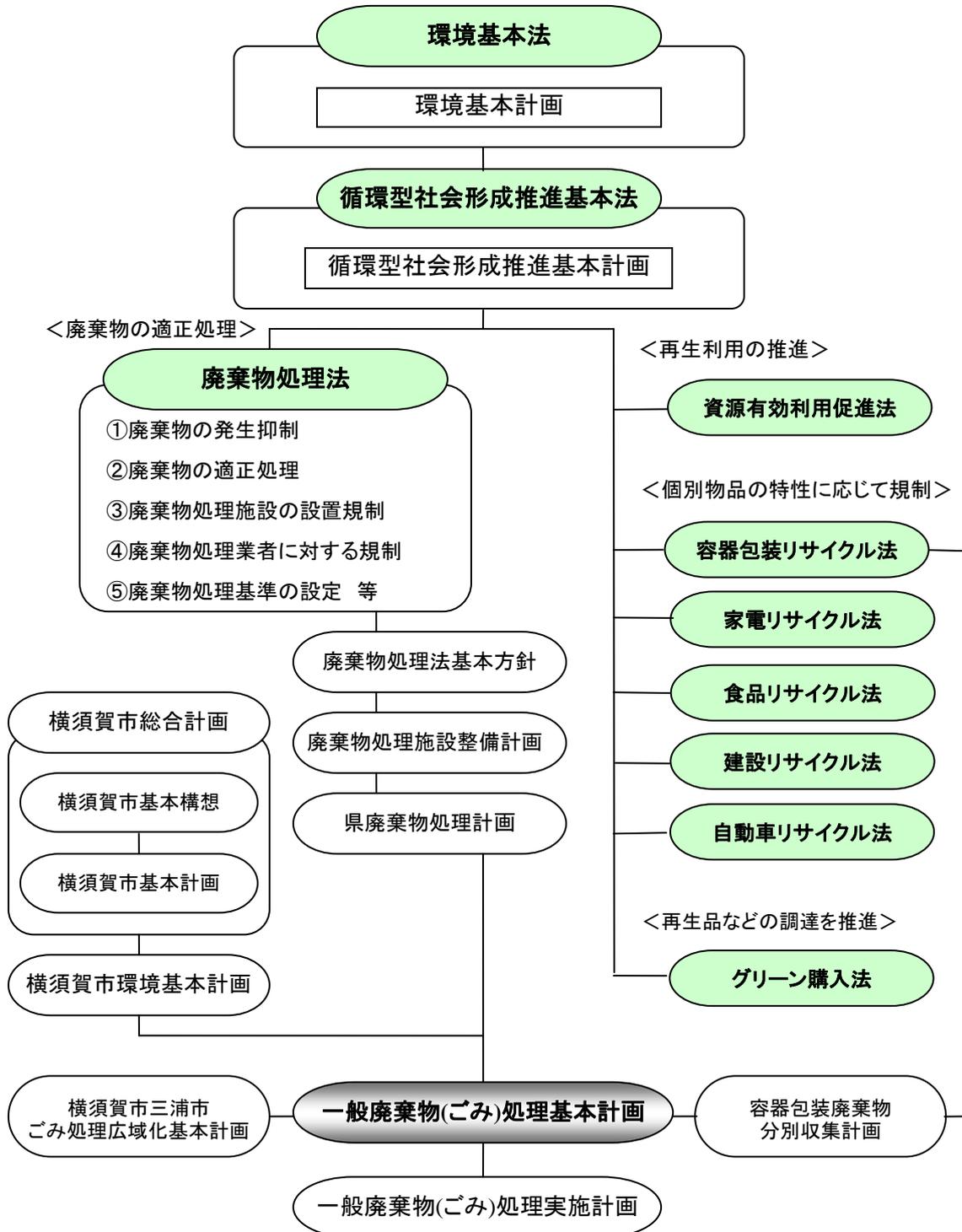
その後、国においては平成 17 年 5 月の循環型社会の実現を図る必要性を明記した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 2 に規定する「基本方針」の改正、平成 20 年 3 月の『循環型社会を形成することにより、地球温暖化問題へも対応した持続可能な社会を創り上げる』とする「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の公表、またこれらを受けて、平成 20 年 6 月には、市町村のごみ処理行政において「環境保全を前提とし、循環型社会の形成のための施策」を推進すべく、「ごみ処理基本計画策定指針」が改定されました。また、平成 21 年 3 月の本市における「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」の策定などの状況の変化も踏まえ、本市のごみ処理基本計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であって、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めるものです。また、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 5 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条に、市長は、一般廃棄物処理計画を定めると規定しています。

その他、地方自治法に定める「横須賀市基本構想」に即して計画するとともに、「横須賀市基本計画」や「横須賀市環境基本計画」などの本市総合計画、並びに環境関係諸計画とも整合を図るものです。

◆ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係



3 計画の基本理念と基本方針

〔基本理念〕

未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることによって、ごみの減量化を進めます。

やむを得ずごみを排出する場合は分別排出を徹底し、出されたごみは処理の効率性を考慮しながらできるだけ資源化し、最終的には適正に処分を行う「循環型都市」を創造していきます。

市民・事業者・行政が協働して、これらを推進していくことにより、天然資源の消費や処理に伴う環境負荷をできる限り少なくし、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指します。

〔基本方針〕

基本理念を実現するため、以下の方針によって、ごみ処理施策を実施し、計画を推進していきます。

第1：発生抑制（リデュース）

生産、流通、販売、消費という物の流れの各段階において、ごみが発生することを抑えます。

第2：再使用（リユース）

いったん使用されたものも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。

第3：再生利用（リサイクル）

家庭および事業所で発生したごみは、再生利用によりできる限り減量化・資源化を図ります。また、そのため、リサイクル品の利用も促進します。

第4：熱回収（サーマルリサイクル）

リユース、リサイクルした後のごみを焼却し、発電などにより熱エネルギーを回収利用します。

第5：適正処分

最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図った後、環境保全を前提として適正に処分します。

『循環型社会』とは

循環型社会形成推進基本法では、以下のように定義されています。

- 1) 製品等が廃棄物等となることの抑制
- 2) 「循環資源[※]」が発生した場合におけるその適正な循環的な利用の促進
- 3) 循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分の確保

という手段・方法によって実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会

すなわち、20 世紀のスタイルでもある大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や国民のライフスタイルが見直され、資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用するといういわゆる「3R」を行い、どうしても利用できないごみは適正に処分するという考え方が社会経済の基本原則として定着した、持続的な発展を指向する社会の実現を目指していきます。

※ 循環資源： 廃棄物や使用済みの製品などのうちの有用なもので、再使用、再生利用および熱回収など「循環的な利用」を行うべきもの。

また、環境負荷の低減に向けた天然資源の消費抑制の必要性として、次の様な指摘がなされています。

『資源の枯渇の危機』

平成 16 年の年間資源使用総量は、全世界で約 220 億トであり、最近の年間増加量 5.6 億トは、かつて資源枯渇の危機が叫ばれた 1960～70 年代の年間増加量 3.8 億トを上回る勢いです。 (中 略)

世界中が日本と同じレベルの省資源型社会に転換したとしても 2050 年には埋蔵量を超える資源需要が見込まれています。循環型社会を推し進めることは、資源の安定的な確保にもつながります。

(「環境白書」平成 20 年版、平成 22 年版をもとに作成)

4 重点施策

前項に掲げる基本理念を実現するために、基本方針に沿って重点的に推進する施策は、次のとおりです。

- ① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進
- ② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施
- ③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

5 計画期間（計画の目標年度）

平成 23 年度（2011 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

ごみ処理基本計画策定指針では、10～15 年間の長期的視点の計画とされており、同時期に策定された「横須賀市基本計画（2011～2021）」、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」の計画期間と整合を図った期間とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行います。

6 将来人口の推計

横須賀市の将来推計人口については、横須賀市都市政策研究所が、平成 20 年 1 月に行った人口推計によります。これは、「横須賀市基本計画（2011～2021）」においても、計画の条件として使用される将来推計人口です。

そこでは、住民基本台帳人口に外国人登録人口を加えた人口を基準にした推計を行い、計画最終年度である平成 33 年度の総人口の見込みを 390,106 人とし、今後人口が減少することを予測しています。

7 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標のほか、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム指針」などにより、計画見直しのための評価指標を設定します。

また、市民・学識経験者・事業者団体代表等からなり、計画改定審議を行った「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」において、評価指標を基に、継続的に計画達成状況を評価し、計画の進行管理を行っていきます。

(1) 人口動態

① 人口の推移

本市の人口は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 430,298 人です。近年は、社会増減・自然増減ともにマイナスとなり、人口は減少する傾向にあります。

表2-1-1 人口の推移

(単位:人)

年 度	合 計	住民基本台帳人口	外国人登録者数
平成 16年	439,235	434,451	4,784
17年	438,014	433,170	4,844
18年	435,908	431,026	4,882
19年	433,851	428,889	4,962
20年	432,168	427,173	4,995
21年	431,112	426,099	5,013
22年	430,298	425,258	5,040

資料: 住民基本台帳、外国人登録

- (注) 1. 住民基本台帳登録人口は、各年度4月1日現在。
2. 外国人登録者数は、各年度末現在。

② 高齢化の動向

平成 22 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は、65 歳以上の老年人口が 14 歳以下の年少人口を大きく上回り、全体の約 24.8%を占め、高齢化が進展しています。

参考までに、平成 17 年度の国勢調査結果では、本市の老年人口は 21.0%、神奈川県では 16.8%、全国では 20.1%となっています。

表2-1-2 年齢3区分別人口

年 度	人 口	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総 数 (人)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)
平成 16年	434,451	56,660	13.04	291,531	67.10	86,260	19.85
17年	433,170	56,225	12.97	287,849	66.45	89,096	20.56
18年	431,026	55,499	12.87	283,198	65.70	92,329	21.42
19年	428,889	55,220	12.87	278,149	64.85	95,520	22.27
20年	427,173	54,780	12.82	273,475	64.01	98,918	23.15
21年	426,099	54,336	12.75	269,049	63.14	102,714	24.10
22年	425,258	53,594	12.60	266,313	62.62	105,351	24.77

資料: 住民基本台帳、外国人登録

- (注) 各年度4月1日現在の住民基本台帳に登録された人口をもとに作成。

③ 一世帯あたり人員の推移

平成2年から平成17年までの15年間で世帯数は増加していますが、一般世帯の一世帯あたり人員は3.01人から2.57人に減少しています。特に高齢化の進行を反映して、65歳以上の単身世帯の増加は著しく、単身世帯の35%を占めています。

表2-1-3 世帯数と世帯人員数

年次	総数			一般世帯			施設等の世帯			一般世帯				
	世帯数	世人	帯員	世帯数	世人	帯員	世帯数	世人	帯員	一世帯あたり人員	増世帯数	単身世帯数	うち65歳以上の単身世帯	単身世帯に占める65歳以上の割合(%)
平成2年	139,482	433,358		139,018	418,718		300	14,446		3.01	8,816	25,571	5,254	20.5
7年	147,883	432,193		147,587	420,082		250	12,055		2.85	8,569	29,718	7,566	25.5
12年	156,316	428,645		155,632	416,409		223	11,532		2.68	8,045	35,046	10,998	31.4
17年	160,945	426,178		160,610	412,494		282	13,615		2.57	4,978	39,021	13,659	35.0

資料: 国勢調査

(注) 総数には世帯不詳を含みます。

(2) 産業の動向

戦後、本市の基幹産業は、自動車・造船等の輸送用機械製造業を中心に発展してきました。しかし全国的にもみられる製造業の空洞化が進み、現在は、サービスや知識・情報を提供する産業や先端技術型産業など産業構造の多様化が進んでいます。

事業所数は、第一次産業（農・林・漁業）は横ばい、第二次産業（工業）と第三次産業（サービス業）は減少傾向にあります。県内の他市と比較すると、「事業所数」は県内4位、「従業者数」は県内5位になっています。

表2-1-4 産業大分類別事業所数・従業者数の推移

産業大分類別	平成3年		平成8年		平成13年		平成18年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	17,520	164,572	16,826	163,510	15,936	152,347	14,456	146,586
農林漁業	15	266	11	253	21	297	23	264
鉱業	-	-	1	5	1	2	-	-
建設業	1,705	12,543	1,797	13,334	1,588	10,066	1,431	8,985
製造業	878	31,695	730	28,370	618	18,448	478	16,840
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1,188	20	1,176	22	889	21	650
運輸・通信業	499	9,099	431	7,243	373	7,313	318	7,899
卸売・小売業、飲食店	8,225	48,015	7,787	47,394	7,311	48,152	6,284	43,446
金融・保険業	324	4,376	308	4,675	268	4,124	227	2,708
不動産業	987	2,539	942	2,625	1,116	2,886	1,055	3,236
サービス業	4,799	39,099	4,724	44,948	4,542	47,303	4,529	49,437
公務(他に分類されないもの)	75	15,752	75	13,487	76	12,867	90	13,121

資料: 事業所・企業統計調査

(注) 1. 各年10月1日現在
2. 第一次産業は、法人・団体経営のみ対象。

(3) 土地利用状況

本市の土地利用は、山林・農地等の自然的土地利用が約 38%、住宅用地が約 25%、商業・工業等用地が約 8%、道路や鉄道用地が約 8%となっており、都市化が進展している一方、まだ自然環境が残されています。

資料：神奈川県都市計画基礎調査

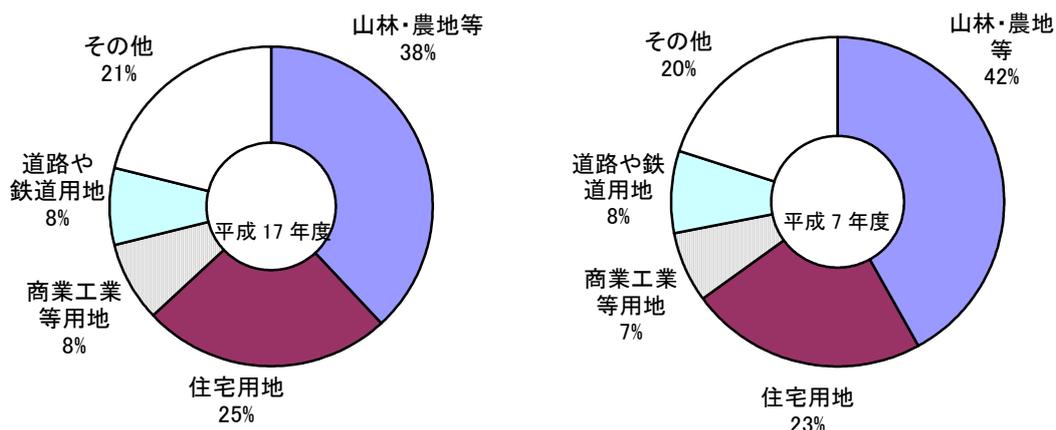


図2-1-1 土地利用区分

(4) 総合計画等との関係

① 横須賀市基本計画（2011～2021）

新たに平成 23 年度から 33 年度を計画期間とし、その重点プログラムのひとつに、環境と調和した潤いのある都市の実現を目指す「環境を守るプログラム」を掲げています。

また、第 5 章のまちづくり政策では、施策の目標として「環境保全対策の推進」「ごみの減量化・資源化、適正処理の推進」「温暖化対策の推進」が掲げられています。

② 横須賀市環境基本計画（2011～2021）

環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 23 年度から 33 年度を計画期間として、本市の目指す環境の姿（環境像）を達成するための「基本目標」や各種「施策の方向」などを示しています。

この計画では、「基本目標」の 1 つとして「循環型社会の形成」を掲げるとともに、ごみ処理基本計画を分野別計画として位置づけ、一体となって施策を推進していくこととしています。

③ 横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画

本市は、三浦市と協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2 市が共同してごみ処理施設を建設し、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指します。

なお、可燃ごみ処理施設として、生ごみバイオガス化施設と焼却施設を建設することとしていましたが、その後、生ごみバイオガス化施設の導入の是非について、「コスト」と「安定稼動」を中心に検討した結果、生ごみバイオガス化施設は導入しないこととしました。

2 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理フロー（ごみ処理体制）

本市におけるごみの種類は、4分別で収集する燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックのほか、集団資源回収品目（段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属）、粗大ごみ、使用済み乾電池に大別されています。

燃せるごみと粗大ごみは南処理工場に搬入し、粗大ごみは処理施設で破碎後、焼却処理などを行っています。発生した焼却灰は、県外の処理施設に委託し溶融等処理を行い資源化しています。

不燃ごみは、プラスチック類減容固化施設に搬入し、圧縮減容処理の後、県外に運び埋立処分をしています。

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮など中間処理の後、資源化しています。

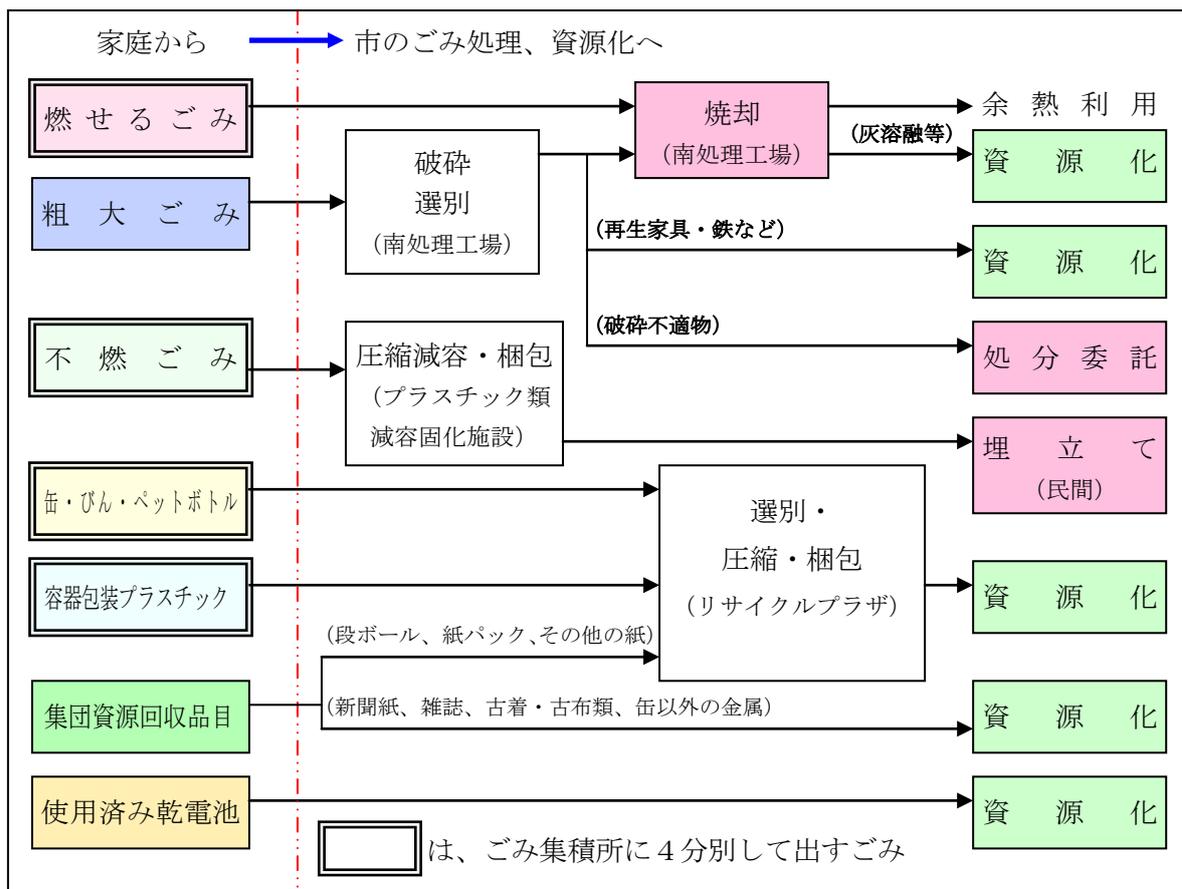


図 2 - 2 - 1 現状のごみ処理フロー

(2) ごみの排出・処理の実績

① 種類別排出量

本市のごみの種類別排出量の過去5年間の実績を表2-2-1に示します。

平成21年度におけるごみの総排出量は158,746トンです。ごみの種類では、燃せるごみが最も多く101,881トン、次いで集団資源回収品目30,616トン、資源ごみ16,989トン、不燃ごみ6,141トン、粗大ごみ3,119トンの順となっています。

経年変化を見ると、年々ごみの総排出量は減少しており、特に燃せるごみ、集団資源回収品目、資源ごみが減少しています。

なお、平成12年度(参考値)と比較して、4分別収集に移行した平成13年度以降は、不燃ごみが大幅に減少する一方、資源ごみと集団資源回収品目が大きく増加しました。

表2-2-1 種類別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
燃 せ る ご み	142,190	121,277	114,176	110,379	105,004	101,881
不 燃 ご み	25,730	6,425	6,547	6,231	6,085	6,141
資 源 ご み	—	19,419	19,385	18,438	17,614	16,989
缶・びん・ペットボトル	2,134	8,753	8,514	8,152	7,842	7,588
容器包装プラスチック	—	10,553	10,755	10,169	9,658	9,289
段ボール、紙パック、その他の紙	—	11	13	7	8	7
乾電池 ほか	1,701	102	103	110	106	105
粗 大 ご み	3,435	3,108	3,118	3,006	3,001	3,119
小 計	175,190	150,229	143,226	138,054	131,704	128,130
集団資源回収品目	24,280	36,666	36,045	34,775	32,775	30,616
合 計	199,470	186,895	179,271	172,829	164,479	158,746

以下、ごみ量等の表中に、4分別収集実施前の平成12年度数値を参考値として記載します。

② 収集等形態別排出量

本市のごみの収集等形態別排出量の過去5年間の実績を表2-2-2に示します。

定日収集は直営収集と委託収集の合計で、定日収集と集団資源回収が家庭系ごみの大半を占めています。また、事業系ごみは、許可収集と直接搬入が中心となっています。

平成21年度における定日収集ごみは90,525トン、集団資源回収30,604トン、許可収集ごみ26,313トン、直接搬入8,973トン、粗大ごみ収集1,229トン、町内清掃ごみや散乱ごみなどの臨時収集997トン、乾電池収集105トンの順となっています。

経年経過を見ると、平成18年度以降、直接搬入量が大きく減少しています。これは、南処理工場に持ち込まれる木くず（産業廃棄物）の受け入れを規制したことによります。

表2-2-2 収集等形態別排出量

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
定 日 収 集	131,345	97,383	97,122	93,768	91,551	90,525
燃 せ る ご み	105,322	74,973	74,721	72,332	70,817	69,902
不 燃 ご み	23,889	5,915	6,060	5,697	5,462	5,548
缶・びん・ペットボトル	2,134	8,097	7,918	7,651	7,401	7,290
容器包装プラスチック	—	8,398	8,423	8,088	7,871	7,785
許 可 収 集	28,166	30,131	29,687	29,247	27,687	26,313
臨 時 収 集	879	693	702	836	874	997
乾電池収集ほか	1,701	102	103	110	106	105
粗大ごみ収集	1,867	1,430	1,390	1,329	1,259	1,229
直 接 搬 入	11,232	20,490	14,222	12,764	10,238	8,973
小 計	175,190	150,229	143,226	138,054	131,715	128,142
集 団 資 源 回 収	24,280	36,666	36,045	34,775	32,764	30,604
合 計	199,470	186,895	179,271	172,829	164,479	158,746

過去5年間の集団資源回収量の内訳は、表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 集団資源回収量内訳

(単位:トン)

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
紙 類	19,333	32,381	31,647	30,530	28,739	26,617
新聞紙	12,188	18,124	17,437	16,754	15,510	14,074
雑 誌	4,625	7,725	7,826	7,655	7,407	6,838
段ボール・紙パック・その他紙	2,520	6,532	6,384	6,121	5,822	5,705
古着・古布類	1,031	2,656	2,687	2,614	2,499	2,504
缶以外の金属	1,881	1,629	1,711	1,631	1,526	1,483
鉄 類	1,649	1,548	1,620	1,539	1,436	1,392
アルミ類	231	81	91	92	90	91
他金属	1	0	0	0	0	0
びん類	2,035	—	—	—	—	—
合 計	24,280	36,666	36,045	34,775	32,764	30,604

- (注) 1. 平成13年度から、びん・缶は定日収集の資源ごみに移行。
2. 平成12年度(参考値)の「缶以外の金属」には、スチール缶・アルミ缶が含まれます。

③ 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日当たり排出量の過去5年間の実績は、表2-2-4に示すとおりです。経年変化を見ると、年々減少傾向にあります。

また、神奈川県内平均と全国平均は、表2-2-5に示すとおりです。本市の1人1日排出量は、県内および全国平均の1人1日排出量を下回っていますが、集団資源回収量を含む1人1日排出量は、県内および全国平均の1人1日排出量を若干上回っています。

表2-2-4 1人1日排出量

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1人1日排出量 (g/人・日)	1,098	903	897	874	843	822
集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,253	1,135	1,127	1,096	1,053	1,018

表2-2-5 1人1日排出量(県内・全国平均)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
神奈川 県内 平均	1人1日排出量 (g/人・日)	948	911	870	
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,061	1,024	979	
全 国 平 均	1人1日排出量 (g/人・日)	1,051	1,025	972	
	集団資源回収量を含む 1人1日排出量	1,115	1,089	1,033	

④ ごみ処分量

本市におけるごみ処分量の過去5年間の実績を、表2-2-6に示します。

平成21年度は、ごみ排出量の約66%を焼却処理し、約4%を最終処分しています。平成12年度(参考値)は、焼却処理が約73%、最終処分が約13%でしたので、4分別収集移行後は、焼却処理と最終処分が大幅に減少しました。

表2-2-6 処分量(処理施設搬入量)

(単位:トン)

区 分	年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
焼 却 施 設		145,095	124,007	116,999	113,146	107,776	104,760
減容固化施設		25,730	6,425	6,547	6,231	6,085	6,141
資 源 化 施 設		186	25,848	25,667	24,449	23,330	22,589
粗大処理施設		3,435	3,118	3,127	3,015	3,014	3,133
直 接 資 源 化		26,320	30,237	29,763	28,764	27,059	25,016
合 計		200,766	189,635	182,103	175,605	167,264	161,639

⑤ 資源化率

過去5年間における本市の資源化率の推移を表2-2-7に示します。本市の資源化率は、4分別収集と集団資源回収の強化により、平成13年度以降大きく上昇し、その後も高水準を維持しています。

平成20年度における本市の資源化率は37.8%で、神奈川県平均24.9%、全国平均20.3%と比べても高い位置にあります。

本市では、分別収集を行っている資源（缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、乾電池）のほか、集団資源回収による資源（段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属）、ガラス残さ、焼却灰、および粗大ごみからの資源物（金属類、家具）を資源化の対象としています。

表2-2-7 資源化率

区 分 \ 年 度	平成12年度 (参考値)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
資源化率(%)	13.6%	37.8%	38.2%	38.1%	37.8%	35.9%
県内平均	14%	23%	24%	24.8%	24.9%	—
全国平均	14.3%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	—

(注) 1. 平成21年度県内および全国平均は、現在未発表。

$$2. \text{資源化率}(\%) = \frac{\text{資源化量}}{\text{排出量合計(集団資源回収量を含む)}} \times 100$$

3. なお、平成21年度の35.9%は、国県統計と合わせた資源化量の把握方法変更によるもので、従来方式では、37%に相当。

⑥ ごみ質分析

・燃せるごみ

本市では、燃せるごみの性状を把握するために、年4回ごみ質分析を実施しており、過去5年間の分析結果は表2-2-8に示すとおりです。平成21年度における組成割合は、紙・布類の割合が最も高く37.2%を占めており、次いで生ごみ類が27.5%、木・竹類が23.8%となっています。

表2-2-8 燃せるごみのごみ質分析

(単位:%)

区分\年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
種類組成	生ごみ類	29.0	37.9	24.3	22.3	27.5
	紙・布類	39.5	38.1	41.2	47.8	37.2
	木・竹類	19.7	13.3	23.3	19.5	23.8
	プラスチック類	3.7	4.0	4.1	4.2	4.2
	プラスチックごみ袋類	3.0	3.3	3.8	2.1	3.0
	びん・缶類	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0
	不燃物類	4.6	2.7	3.3	4.1	4.3

- (注) 1. 分析値の種類組成は、湿ベースを示す。
2. 年4回測定の平均値

・不燃ごみ

本市では、家庭系の不燃ごみについて、年4回ごみ質分析を実施しており、過去5年間の分析結果は表2-2-9に示すとおりです。平成21年度における組成割合は、プラスチック類が約41%を占めており、陶磁器類・ゴム類・ガラス類等の合計が約30%となっています。一方、その他金属類が約13%、燃せるごみ他が約12%を占めています。

表2-2-9 不燃ごみのごみ質分析

(単位:%)

区分\年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
種類組成	不燃ごみ	82.46	88.15	80.44	84.93	83.66
	プラスチック類	35.82	43.72	44.33	41.50	40.78
	その他金属類	13.23	14.75	15.49	20.14	13.02
	ガラス類	9.94	3.79	3.16	5.65	4.17
	陶磁器類	9.36	11.35	8.23	7.66	19.86
	ゴム類	4.89	8.27	4.63	9.97	5.59
	その他	9.22	6.27	4.60	0.01	0.24
	不燃ごみ以外	17.54	11.85	19.56	15.07	16.34
	容器包装プラスチック	4.77	2.08	3.15	2.47	2.52
	缶・びん・ペットボトル	4.34	1.61	1.01	2.07	1.30
	乾電池	0.24	0.42	0.36	0.14	0.35
	燃せるごみ他	8.19	7.74	15.04	10.39	12.17

- (注) 1. 分析の種類組成は、湿ベースを示す。
2. 年4回測定 of 平均値
3. 不燃ごみのその他は、アルミホイル、ライター、ペンキ缶など

⑦ ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の実績は、過去9年間（隔年）で図2-2-2のとおり推移しています。経年変化をみると、ごみの4分別収集に移行する前の平成12年度の約70億円に比べて、平成14年度には約75億円と増加しましたが、その後は徐々に減少しています。

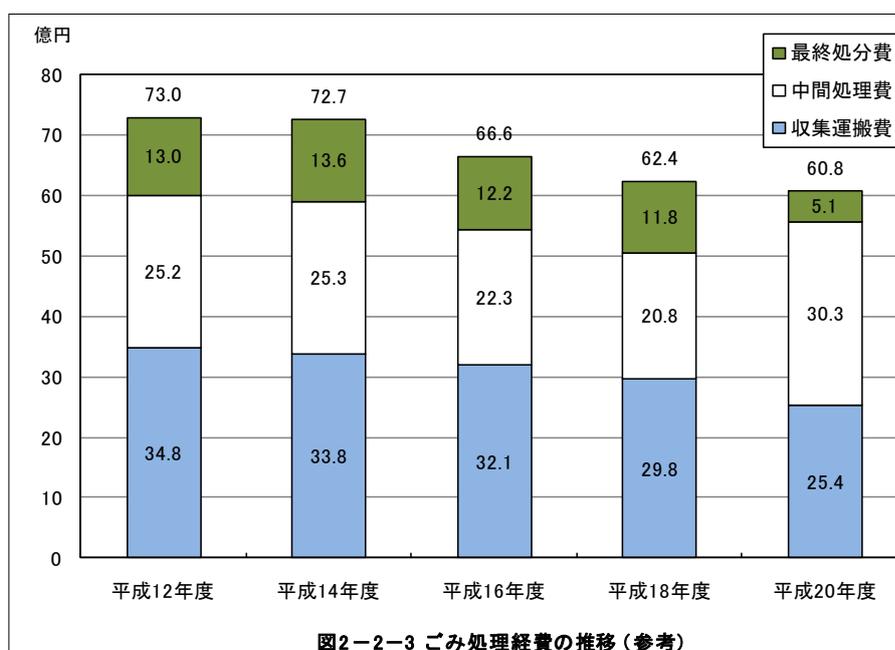
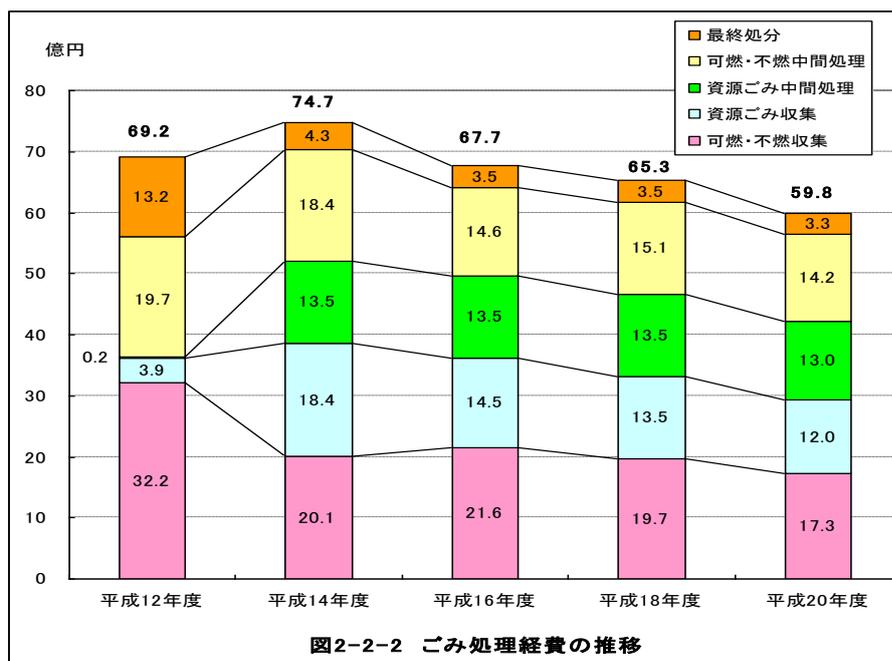


図2-2-3は、神奈川県がまとめている「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」書（施設の維持管理事業全般を対象）の作成基準に従い、経費の中に南処理工場整備事業費や長坂埋立地浄化センター管理事業費等を加え、集団資源回収推進事業費や一般廃棄物排出指導事業費等を除いた場合の推移です。

(3) ごみ処理の評価

① 前計画における目標と進捗状況

平成15年3月に改定した前計画では、分別排出を徹底し、焼却量および埋立処分量の減量化を図るために、「市民・事業者への啓発」「生ごみのバイオガス化」「不燃ごみの資源化」の3項目を重点施策として掲げ、目標年次における排出量等を推計しています。

前計画における目標値と平成21年度実績値の比較は、表2-2-10に示すとおりです。排出量については目標値を下回る減量となっていますが、焼却量と資源化量は、前計画期間中に設置を予定していた資源化施設整備の遅れから、目標の達成に至っていません。

表2-2-10 前計画目標値と実績値

区分\年度	平成15年度 (計画基準値)	平成22年度 (目標値)	平成21年度 (実績)	目標値と実績 の比較
排出量(トン) (うち、集団資源回収)	188,294 (39,350)	180,500 (42,200)	158,746 (30,604)	△21,754 (△11,596)
焼却量(トン)	119,986	67,900	104,760	36,860
埋立量(トン)	6,947	1,600	6,053	4,453
資源化量(トン)	75,666	118,700	56,929	△61,771
資源化率	40.2%	65.8%	35.9%	△29.9ポイント

② 前計画における課題への対応と評価

前計画においては、ごみ処理のシステムごとに課題を整理しました。その解決に向けた本市の対応と現状評価は、以下に示すとおりです。

ア 排出時

〔課題〕 ごみの分別・曜日・時間などの排出ルールの不徹底があります。

〔対応・評価〕 排出ルールが浸透するよう啓発に努めていますが、ルール違反があり、今後も市民啓発を実施していく必要があります。

イ 収集・運搬時

〔課題〕 危険物の排出、カラス等による散乱があります。

〔対応・評価〕 使用済みライターの別袋排出、スプレー缶の使い切りについての啓発などで発火事故は減少していますが、未だ不徹底がみられます。

散乱防止のうえからも、カラス除けネットなどの配付も行っていますが、基本的な排出ルールの徹底を図る必要があります。

ウ 中間処理時

〔課題〕 処理施設の受入基準に合わない異物・資源物の混入があります。

〔対応・評価〕 各処理施設において、受け入れの際に、分別排出徹底の啓発や分別検査を実施していますが、処理対象ごみ以外の混入が見られ、今後も徹底を図る必要があります。

エ 最終処分時

〔課題〕 埋立処分量の減量化、最終処分場の確保の必要があります。

〔対応・評価〕 広域処理施設稼働後は、区域内処理が可能となる見通しですが、引き続き、分別ルール徹底を図り、更なる資源化を推進し、また、災害時等リスク回避のために代替の埋立施設を検討する必要があります。

③ 前計画における諸施策の実施状況

前計画に掲げた重点施策および諸施策の実施状況は、以下のとおりです。

ア 重点施策

・ 市民・事業者への啓発

ごみ分別パンフレットや分別収集カレンダーの発行、広報紙を利用した啓発、児童生徒に対するごみ教室、ごみトーク^{※1}の開催、アイクルフェア^{※2}などイベントの開催、クリーンよこすか市民の会^{※3}など市民協働による啓発活動を実施しています。

・ 生ごみバイオガス化

生ごみバイオガス化実証試験を実施し、その結果を踏まえて横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

なお、その後、導入の是非について、「コスト」と「安定稼働」を中心に検討した結果、生ごみバイオガス化施設を導入しないこととしました。

・ 不燃ごみの資源化

前計画期間中に設置を予定していた資源化施設整備の遅れから、実施に至っていません。

^{※1} **ごみトーク**：市職員が市民の希望する場所・時間に出向き、ごみ問題をテーマに実施する出前講座。ごみに関する説明と質疑応答により、ごみの減量化・資源化の意識を高めている。

^{※2} **アイクルフェア**：リサイクルプラザ“アイクル”で実施する、リサイクル推進を目的とした、体験コーナー・再生家具の販売などを内容とするフェア。

^{※3} **クリーンよこすか市民の会**：清掃美化等の実践と啓発に努め、クリーンなまちづくり運動を推進する市民公益活動団体。

イ 発生抑制

ごみトークの実施など、減量化・資源化啓発を行うほか、ごみ削減策として家庭ごみ有料化の研究を行いました。

ウ 排出抑制

市民に対する排出削減啓発、多量排出事業者に対する指導を行いながら、焼却灰の資源化、再生家具の提供、粗大ごみからの資源物（金属）回収などの資源化を進めることにより、廃棄物処理量の削減を図っています。

エ 適正処理

収集車両台数の削減・乗車人員見直し、事業系ごみの取り扱いの見直しなど収集・運搬業務の適正化を図るほか、処理施設の計画的な老朽化対策により、適切な維持管理を行い、適正なごみ処理を行っています。

オ ごみ処理の広域化

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定し、計画に沿った処理施設の整備を図っています。

カ 市民協働の推進

クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員^{※1}、アイクル・マイスター^{※2}などの活動を支援し、また「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」など、市民・事業者と協働した減量化・資源化の推進に向けて継続的な啓発を行っています。

^{※1} **ごみダイエット推進員**：廃棄物処理法第 5 条の 8 に規定する廃棄物減量等推進員の本市独自の呼称。

^{※2} **アイクル・マイスター**：市内のごみの減量化・資源化推進のために、実践活動や周知活動を積極的に行うことを目的として、市長が認定する市民。

(4) ごみ処理の課題

前項（3）に示した、前計画における課題への対応と評価、諸施策の実施状況を踏まえ、今後ごみの減量化と資源化を目指して実施する本市の「ごみ処理」には、大きく3つの課題があります。

第1 焼却施設「南処理工場」の老朽化

稼働後 25 年以上を経過する南処理工場について、安定的な焼却を維持するための補修工事に毎年多額の費用がかかっています。将来に向けて安定的な処理や費用対効果などの面から、早急に新しい焼却施設の建設が必要です。

第2 区域内の最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場がないため、不燃ごみは県外に運び埋立処分を委託していますが、この処分委託に多額の費用がかかっており、早急に区域内に最終処分場を確保する必要があります。

第3 ごみ処理コストの軽減

今後の人口減少に備えた効率的なごみ処理体制を確立し、財政負担を軽減する必要があります。

また、この3つの課題のほか、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

① 排出

排出ルールの不徹底

市民によるごみの分別・曜日・時間などの不徹底については、排出ルールの浸透を図るため啓発に努めていますが、一部にルール違反が見られます。

集積所でのごみの散乱

カラス除けネットやごみ収納ボックスが適切に利用されていないために、カラス等によりごみが散乱している集積所があります。

② 収集・運搬

危険物の排出

スプレー缶や卓上コンロのガスボンベは、使い切ってから排出するように啓発に努め、平成19年度からは、使用済みライターを他の「不燃ごみ」とは別の袋で排出するよう市民に協力を求め、周知を図ってきました。また、収集中に卓上コンロ用ガスボンベを見つけた場合は、事前に抜き取るなどの対応により、発火事故は減少していますが、いまだ混入が見られます。

③ 中間処理

分別排出の不徹底

- ・再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

容器包装廃棄物以外の異物が混入していたり、汚れた容器包装や二重袋、中身の入った缶・びん・ペットボトルの排出などが、リサイクルシステムに影響を与えています。このため、平成20年1月から市は「容器包装プラスチックの二重袋による排出の禁止」をお願いしていますが、引取り先による品質評価は厳しい状況です。また、集団資源回収に排出されるべき金属類などの混入もあります。

- ・ 焼却施設（南処理工場）
分別排出の不徹底により、プラスチック類や資源化が可能な紙類などの混入があります。
- ・ 粗大ごみ処理施設
粗大ごみの中に、危険物が混入していることがあります。また、製品の多様化により、破碎不適物など市では処理が困難な粗大ごみがあります。
- ・ プラスチック類減容固化施設
不燃ごみの中に、燃せるごみや資源ごみの混入があります。

④ 最終処分

埋立処分量の減量化

埋立対象物の中には、資源化可能なものが多く含まれています。

最終処分場の確保

本市区域内に最終処分場を有していないため、現在は、県外の民間処分場に埋立てを委託しています。横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画で三浦市に建設を予定している最終処分場が稼動するまでの間、引き続き受け入れが可能な区域外の施設を確保する必要があります。また、災害時等のリスク回避のために、代替の埋立施設の検討も必要となります。

⑤ その他

不法投棄の防止

不法投棄防止に向けて、不法投棄が多く見られる地点の巡回・監視活動や投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があります。

ごみ処理広域化の推進

環境負荷を低減し、財政的にも配慮した効率的なごみ処理システムの構築を目指して、平成 21 年 3 月、本市は隣接する三浦市とともにごみ処理広域化基本計画を策定しました。今後は計画の具体化を進めていきます。

Ⅱ ごみ処理基本計画

本市のごみ処理の基本理念とする『未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造』を着実に実現していくため、第2章 2に示した「ごみ処理の現状と課題」を踏まえて、今後のごみ処理施策を実施していく必要があります。

そのための「ごみ処理基本計画」として、第3章では、計画目標年度における「ごみの発生・排出量および処理・資源化量の見込み」を定め、その目標を達成するための方策・取り組みの具体的な内容について「第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策」に、また、個別の処理計画を「第5章 分別収集区分と資源化・適正処理」に定めます。

第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

1 目標年度におけるごみ処理の流れ

本市におけるごみの種類は、燃せるごみ、不燃ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの4分別のほか、粗大ごみ、集団資源回収品目、使用済み乾電池に大別されます。現在のごみ処理フローは、第2章12ページ 図2-2-1のとおりです。ごみ処理広域化基本計画における広域処理施設の整備および新たな資源化策の検討等を踏まえた、計画目標年度（平成33年度）におけるごみ処理フローは図3-1-1のとおりです。

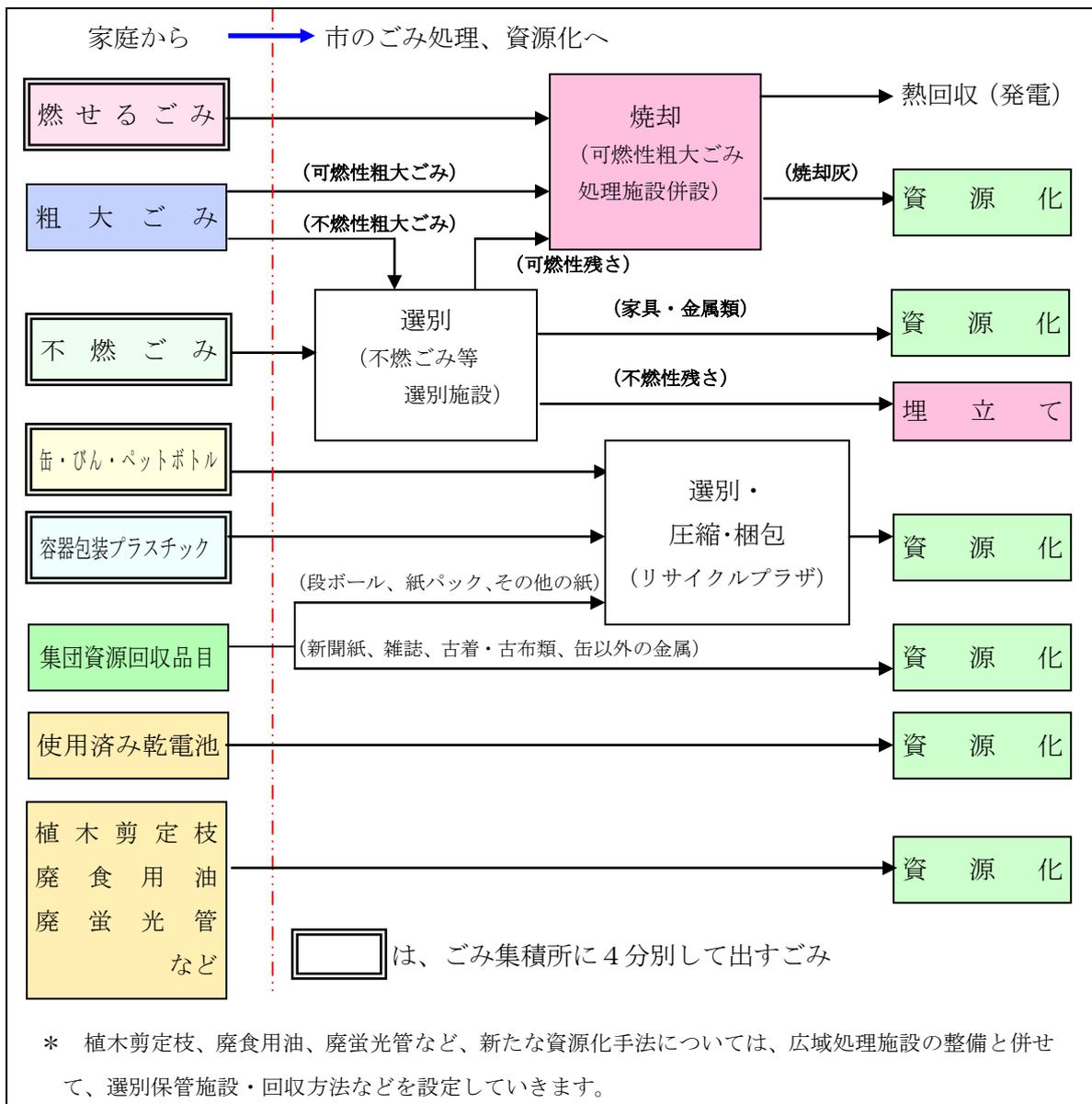


図3-1-1 目標年度におけるごみ処理フロー

2 目標年度におけるごみの発生量および処理量の推計（計画の数値目標）

平成 21 年度ごみ処理実績を基に、第 4 章以下の処理計画に示す減量化・資源化施策を実施した場合の、目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量とその推計方法は以下のとおりです。

表 3-2-1 目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量

	平成 21 年度 (実績)	平成 33 年度 (目標値)	比較
発生・排出量 (うち集団資源回収)	1 5 8, 7 4 6 トン (3 0, 6 0 4 トン)	1 4 4, 0 0 0 トン (3 1, 2 0 0 トン)	△ 1 4, 7 4 6 トン (5 9 6 トン)
焼 却 量	1 0 4, 7 6 0 トン	8 9, 3 0 0 トン	△ 1 5, 4 6 0 トン
埋 立 量	6, 0 5 3 トン	2, 4 0 0 トン	△ 3, 6 5 3 トン
資源化量	5 6, 9 2 9 トン	6 0, 0 0 0 トン	3, 0 7 1 トン
資源化率	3 5. 9 %	4 2 %	6. 1 ポイント

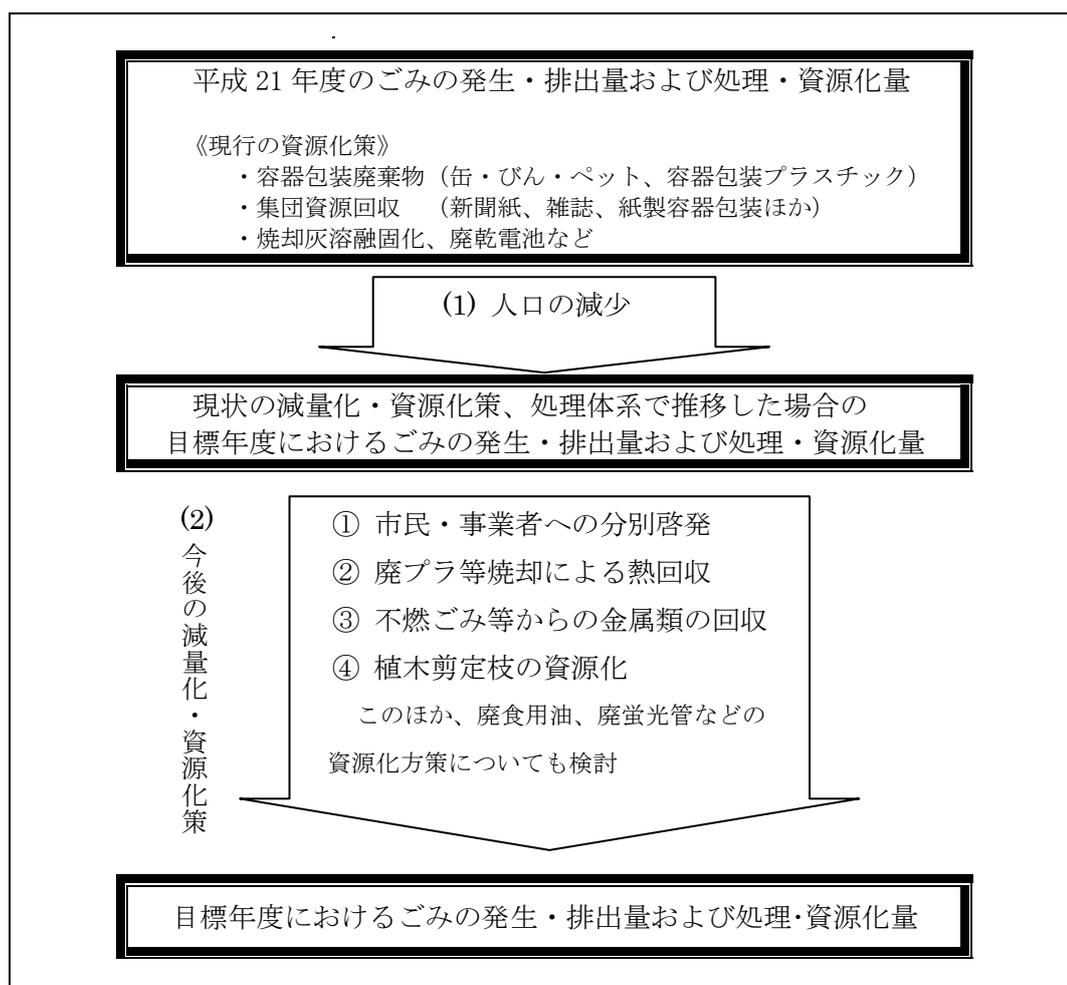


図 3-2-1

3 今後のごみ量等の変動要素

(1) 将来推計人口による影響

ごみ処理基本計画における今後の人口の推移は、横須賀市基本計画と同様に、住民基本台帳登録人口と外国人登録人口によります。

平成 23 年度以降、目標年度（平成 33 年度）における人口の見込みは以下のとおりです。

表 3-3-1 将来推計人口

年 度	推 計 人 口	対前年 増減率
平成 23 年度	4 2 5,4 1 1 人	—
平成 24 年度	4 2 2,6 4 8 人	△ 0.6%
平成 25 年度	4 1 9,6 7 8 人	△ 0.7%
平成 26 年度	4 1 6,5 1 9 人	△ 0.8%
平成 27 年度	4 1 3,2 0 0 人	△ 0.8%
平成 28 年度	4 0 9,6 9 3 人	△ 0.8%
平成 29 年度	4 0 6,0 5 3 人	△ 0.9%
平成 30 年度	4 0 2,2 7 1 人	△ 0.9%
平成 31 年度	3 9 8,3 3 7 人	△ 1.0%
平成 32 年度	3 9 4,2 8 3 人	△ 1.0%
平成 33 年度	3 9 0,1 0 6 人	△ 1.1%

出典：都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」

(2) 減量化・資源化策の効果

現状のごみ処理体系を継続した場合も、(1)の人口減少を反映してごみ量は減少しますが、分別啓発の継続や新たな資源化策の実施により、さらに減量化・資源化を進めます。なお、以下の数値は、目標年度である平成 33 年度の数値を示します。

① 市民・事業者への分別啓発

「燃せるごみ」のうち、紙製容器包装等 3, 200 トンを、集団資源回収に移行します。

分別排出の徹底により資源化を進めることで、焼却量を減らすことができます。市は、市民や事業者に対する分別啓発を推進し、「燃せるごみ」に混入されている紙製容器包装等を段階的に資源ごみに移行し、リサイクルを推進します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「燃せるごみ」は約 93, 000 トンです。「燃せるごみ」中の紙製容器包装は、混入率を約 5%と見込むと、約 4, 600 トンとなります。そのうち、家庭系ごみである定日収集分（約 70%）の 3, 200 トンを集団資源回収へ移行するものとなりました。

② 廃プラスチック等の焼却による熱回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃性粗大ごみを含む。）のうち、廃プラスチック類[※]などの可燃性残さ 4, 100 トンを、埋立てから焼却処理へ移行します。

現在、埋立処分としている不燃ごみについては、広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」において、不燃性粗大ごみと併せて処理し、廃プラスチック類などの可燃性残さを焼却処理（熱回収）に移行します。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」は約7, 800 トンです。このうち約52%を可燃性残さと見込み、4, 100 トンを焼却処理（熱回収）とします。

[※] 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

③ 不燃ごみ等からの金属類の回収（広域処理施設）

不燃ごみ等（不燃粗大ごみを含む。）から、廃プラスチック等の可燃性残さとともに、資源化物として金属類 1, 300 トンを回収します。

広域処理施設の「不燃ごみ等選別施設」では、埋立処分する不燃ごみ残さ、プラスチック等の可燃性残さの選別とともに、新たに資源物として金属類の選別・回収を行います。

「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」約7, 800 トンのうち約16%を回収できる金属と見込み、1, 300 トンの金属類を資源化します。

④ 植木剪定枝の資源化

直接搬入の「燃せるごみ」のうち、植木剪定枝 5, 200 トンを資源化へ移行します。

事業系を中心とする植木剪定枝の資源化を図ります。

現在、焼却施設に直接搬入されるごみのうち、事業系の植木剪定枝として、約6, 000 トンが焼却処理されています。

「現状の処理形態を続けた場合のごみの排出量および処理量」における「直接搬入ごみ」は約8, 200 トンです。そのうち、事業系の植木剪定枝として、5, 200 トンを資源化します。

植木剪定枝の資源化方法については、破碎・チップ化の後、堆肥化をして農業園芸で利用するほか、工業用燃料などに利用する方法もあります。

今後、資源化効率と資源化経費の負担などを勘案しながら、具体的な資源化方法を検討していきます。

⑤ 新たな資源化策の検討

植木剪定枝のほか、第4章、第5章に示す新たな排出抑制策、減量化・資源化策についても検討し、より一層のごみの減量化・資源化を図ります。

現在、本市が「燃せるごみ」として収集し焼却処理をしている「植木剪定枝」、「廃食用油」、また、「不燃ごみ」として収集して埋立処分をしている「廃蛍光管」については、他都市における資源化の実施例や、地域住民団体等の取り組みが見られます。

例えば、廃食用油については、精製して自動車燃料とするほか、インク・塗料へのリサイクル、石鹼の製造なども行われています。

また、廃蛍光管については、水銀・ガラス・アルミニウムなどを回収して、再生资源として有効利用されています。

これらの資源化を効率的・安定的に行っていくためには、再資源化後の循環的利用の確保を前提にして、一層細分化した分別、さらには一定の品質を維持した収集が必要となる場合もあり、全市的に大規模施設によって行う資源化だけではなく、環境教育や地域活性化の観点から、地域住民による活動や学校等での活動として行うことが相応しい場合もあります。

それぞれの品目の特性や資源化手法に応じて、行政が行うもの、市民・事業者が行ったほうが良いものを区別し、分別の細分化に伴う市民の負担、資源化効率と収集・資源化経費の負担などを総合的に勘案しながら、本市の実情に即した資源化の実現可能性を検討していきます。

(3) 平成21年度に実施している資源化策

改定計画の基準年度である平成21年度に実施している資源化方策とその資源化実績量は以下のとおりであり、より効率的な資源化手法を検討しながら、引き続き実施していきます。

① 資源ごみ

缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックは、資源ごみとしてリサイクルプラザ“アイクル”で選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者に引き渡し、再資源化しています。

② 集団資源回収

段ボール、紙パック、その他の紙、新聞紙、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属の7品目は、町内会・自治会など地域団体が実施している集団資源回収で回収しています。

段ボール、紙パック、その他の紙は、リサイクルプラザ“アイクル”に搬入し、選別・圧縮・梱包の中間処理後、再商品化事業者に引き渡しています。その他品目は、横須賀市資源回収協同組合が直接再商品化事業者に売却しています。

また今後は、市民・事業者への分別啓発の徹底により、燃せるごみに混入されている紙製容器包装等を集団資源回収に移行します。

③ 焼却灰

焼却処理により発生する焼却灰は、現在県外に搬出し、溶融・焙焼処理により、溶融スラグ等を生成し土木工事資材などとして資源化しています。

④ その他

リサイクルプラザ“アイクル”の中間処理で発生するガラス残さ、粗大ごみ処理施設における破碎処理後に回収する金属類、および市内約450箇所での拠点回収を行っている使用済乾電池についても、資源化を行っています。

循環資源の再資源化の主な内容 (平成21年度実績)

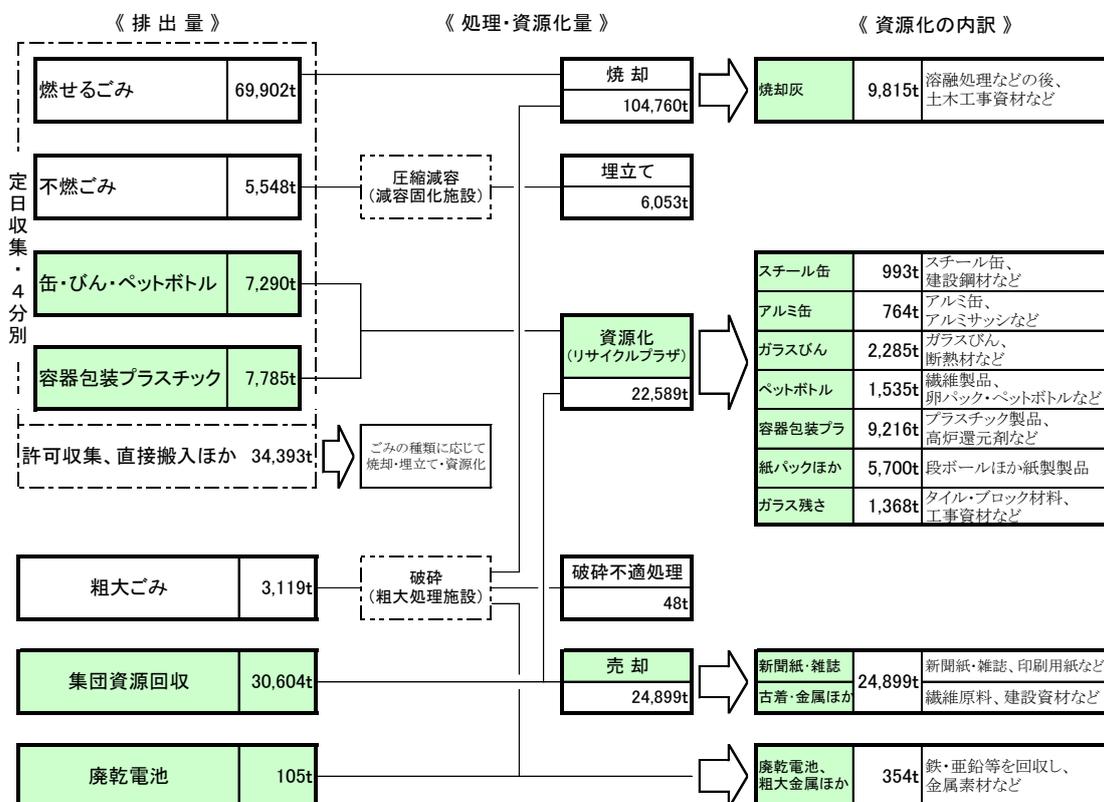


図3-3-1

第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策

ごみの発生・排出量が減ることで、焼却や埋立てなどの処理をしなければならない量が減少すれば、それは、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス^{※1}の排出を抑制することになり、「低炭素社会」さらには「自然共生社会」の構築にもつながる「循環型社会」の創造に役立ちます。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されます。

その実現のためには、市民一人一人が「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」などの環境へ配慮した行動が重要になります。また、製品を製造・販売する事業者は、各種リサイクル法の基礎にある「拡大生産者責任^{※2}」の考え方のもとでの責任を果たすシステムが重要になります。

このように今日のごみ処理は、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて協働して、「“循環型都市よこすか”の創造」に向けて取り組んでいく必要があります。そのために、以下のとおり「3Rの推進^{※3}」を図ります。

^{※1} 温室効果ガス：二酸化炭素など、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して地表の温度を上昇させるガス。

^{※2} 拡大生産者責任：製品が使用され廃棄された後においても、生産者がその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

^{※3} 3Rの推進：リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用すること。

1 発生抑制（リデュース）

ごみの発生を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 使い捨て製品の使用(販売)自粛等	使い捨て製品の使用を自粛します。 また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用します。	使い捨て製品の販売を自粛するよう努めます。 また、メーカーは長持ちする製品づくりに努め、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の開発に努めます。
② マイバッグ等の持参	使用後はごみとなってしまう必要以上のレジ袋等を家庭に持ち込まないため、マイバッグ等を持参します。	レジ袋削減のための有料化やマイバッグ持参などへの特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。

③ 簡易包装等の推進	簡易包装の製品を選び、過剰な包装は断ります。	消費者の理解を求めながら、簡易包装を推進します。 また、梱包方法の工夫を行うなどにより、商品の梱包材使用量を極力抑制します。また、流通のシステムを工夫し、梱包材等の回収およびリサイクルの体制を整備します。
④ 生ごみの減量化	料理の工夫をするとともに、食べ残しを減らします。 また、生ごみの排出時には、水切りに努めます。	製造・販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業による食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努めます。
市	① 市は、これらの取り組みが円滑に実施されるよう市民や事業者に対して、ごみの発生抑制に関することについて積極的に啓発を行います。 ② 生ごみや剪定枝等を減量化・資源化するため、処理機器を購入する市民に対する補助制度を推進し、生ごみ等の減量化を図ります。 ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国等に積極的に働きかけを行います。	

2 再使用（リユース）

発生抑制に努めた後、さらに、再使用（リユース）により、ごみとして排出する量を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 製品の再使用等の推進	捨てる前に、まだ使えないか、他の用途に使えないかを考えます。 使用済み製品を中古市場に提供したり、不用品交換やフリーマーケット等を利用します。また、家具や衣類などの生活用品は、修理・修繕して長く使用します。	リユースしやすい製品の製造・販売に努め、リユースが可能な使用済み製品回収の仕組みづくりにも努めます。 また、製品の修理システムの充実に努めます。
② リターナブル容器の推進	リターナブル容器に入った製品の使用に努めます。	リターナブル容器の普及拡大に努めます。
③ レンタル・リース制度の活用	ライフスタイルに合わせて、衣類・家電などのレンタル・リース制度を活用します。	自らもレンタル・リースの活用に努め、消費者向けにレンタル・リースの仕組みを提供します。
市	① リサイクルプラザで、粗大ごみ家具を再生して提供します。 ② リターナブル容器の普及など、使用済み製品の再使用を促進する仕組みの構築について、国等に働きかけを行います。	

3 再生利用（リサイクル）

再使用（リユース）に努めた後、分別排出された資源ごみを再生利用（リサイクル）することにより、最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図るため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 分別排出の徹底（資源物の回収）	分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団資源回収に協力します。 また、リサイクル可能な使用済み製品の回収に協力します。	単一素材の製品や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努めます。 資源回収業者への委託、オフィス町内会 [*] への加入、許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図ります。また、リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収を促進します。
② 再生品の使用促進	リサイクル製品の購入や使用促進に努めます。	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなど再生品の使用、製造・販売拡大に努めます。
③ 生ごみ等の減量化・資源化	生ごみ処理機器等の利用などにより、生ごみ等の減量化および資源化を図ります。	生ごみ処理機器等の利用などにより、生ごみの減量化および資源化を図ると共に、食品リサイクル法に対応します。
④ 家庭用電気製品のリサイクル	家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品については、定められた方法によるリサイクルの促進に努めます。	家電販売店等は、法に規定された家庭用電気製品を市民から引き取り、メーカーに引き渡す方法によりリサイクルに努めます。
⑤ 建設資材等のリサイクル	建築資材等がリサイクルできるもの、すべきものであることを理解し、解体工事等を発注した場合には、適正に処理されているかを確認します。	法に定められた分別解体等を行うとともに、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物をリサイクルします。 また、建設資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材の使用に努めます。
市	① 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、公共工事等においては、再生資源等の使用に努めます。 ② 溶融スラグの利用やリサイクルの促進について、国等に働きかけを行います。	

^{*}オフィス町内会：一定地域の事業所が協力し合って古紙回収業者の回収便を利用し、オフィス古紙のリサイクルに取り組む活動。

4 その他、市が講ずべき方策

市民・事業者との協働でごみ発生・排出抑制を推進するため、ごみ処理の現状や課題、法律や制度の仕組みなどの内容について周知し、「3Rの推進」を図るとともに、新たな仕組みづくりなど、リサイクル関連施策を進めます。

(1) 主な周知・啓発事業

- ① 児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ② ごみ分別パンフレットや収集カレンダーの発行
- ③ 広報紙やホームページによる周知啓発
- ④ ごみトークやごみ問題学習会の開催
- ⑤ アイクルフェアなどイベントの開催
- ⑥ クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員、アイクル・マイスターなどとの市民協働による啓発活動
- ⑦ リサイクルプラザ“アイクル”施設見学による分別排出の周知
- ⑧ 南処理工場施設見学による燃せるごみ・粗大ごみの適正処理の周知
- ⑨ 多量排出事業者に対する指導
- ⑩ 集積所における排出指導

(2) その他の関連施策

- ① 新たな減量化・資源化策の研究
環境負荷と処理経費に配慮しつつ、本市に適した効率的な減量化・資源化方策を研究します。
- ② リサイクル法の周知・啓発
容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、市民・関係事業者への周知・啓発を図ります。
- ③ 家庭ごみの有料化の検討
ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする「家庭ごみの有料化」については、近隣市町と調整を図りながら、その導入の必要性・効果、本市が実施する場合の有効な方法などを、検討していきます。

第5章 分別収集区分と資源化・適正処理

1 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化・適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出・収集することが必要です。

計画的な分別排出・収集を進めるため、発生抑制に努めた後にやむを得ずごみとして排出する場合も、以下に示す「ごみの種類・分別区分」によって排出することを通じて、できる限り資源化に努めながら、また資源化に適さないごみは適正処理を行います。

表 5-1-1 ごみの種類・分別区分と排出方法等

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
分別収集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革製品 など	ごみ集積所 ・午前6時頃から8時までに排出
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・廃プラスチック類※1 ・ガラス類 など	
	缶・びん・ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	
	容器包装プラスチック	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など	
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・小型家電製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）
集団資源回収	・新聞紙、雑誌 ・段ボール、紙パック、その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属	品目に応じ、ひも掛け、透明な袋 など	・町内会・自治会等の実施団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等でのサンデーリサイクル※2
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて柔軟に対応 ・随時収集	
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 植木剪定枝、廃食用油、廃蛍光管など、新たな資源化策の実施方法については、店頭拠点回収や排出方法の工夫など、ごみの種類に応じた収集方式を検討します。 ・ 収集・運搬時に発火事故を防ぐため、使用済みライターは「不燃ごみと別の袋」、スプレー缶は「使い切って排出」などの排出ルールの徹底を図ります。 ・ 今後、廃プラスチックの焼却に伴い、分別区分の「燃せるごみ」への変更も検討します。 			

※1 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

※2 サンデーリサイクル：地域の集団資源回収に出せなかった方などのために、市のごみ処理施設等で日曜日に行う資源回収。

2 ごみの資源化・適正処理

(1) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域

本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

前項の分別区分ごとの収集方法・回数などは、表 5-2-1 のとおりです。

表 5-2-1 収集方法・回数等

分別区分	収集方法・回数	収集・運搬主体	搬入先	
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 南処理工場	
	不燃ごみ	定日収集： 2回/月 (ごみ集積所)	直営および委託 プラスチック類減容固化施設	
	缶・びん・ ペットボトル	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託	リサイクル プラザ“アイ クル”
	容器包装 プラスチック	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託	
粗大ごみ	戸別収集(申込制)：随時 直接搬入	委託	粗大ごみ処 理施設	
使用済み乾電池	巡回収集： 随時 (店頭など拠点収集)	直営	民間資源化 施設	
集団資源回収	実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等での サンデーリサイクル	—	—	
臨時収集ごみ	随時	直営	—	
小動物の死体	申込制 随時収集・直接搬入	委託	小動物火葬 施設	
許可収集ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者	種類に応じ 各処理施設	
直接搬入ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	排出者自ら運搬		
<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、家庭から排出されるテレビやパソコンなど、各リサイクル法の規定により事業者等が回収を行う廃棄物は、市では収集せず、法の定める回収ルートを知ります。 有害性、危険性などから、条例で排出を禁止するものについては、市では収集・受け入れをせず、購入店舗等での引取り、適正に処理できる民間処理施設を案内します。 				

③ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減する等、低炭素社会構築、環境負荷低減に努めます。

④ 事業系ごみの取り扱い

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を「自らの責任において適正に処理しなければならない。（廃棄物処理法第3条第1項）」とされています。

事業系廃棄物であっても、一般廃棄物の最終的な処理責任は市町村にあり、市町村が収集・処分を行う場合、法の趣旨から、処理経費の負担を求めることが一般的です。

本市でも、事業系ごみの自己責任による処理を原則とし、収集・運搬、処分については平成16年度から許可業者への委託収集など事業者負担による収集・運搬とし、焼却・埋立てなどの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っています。

今後、各リサイクル法への対応、処理・資源化技術の進展や近隣の民間施設の整備状況などを見ながら、事業者自らが設置する施設での処理や、許可業者への委託処理など、事業者自ら行う処理への転換についても検討していきます。

（2）中間処理計画

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

処理の過程でも再使用・再生利用・熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

① 再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

表5-1-1中の「缶・びん・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の容器包装廃棄物、集団資源回収品目中の「段ボール、紙パック、その他の紙」を、資源化处理・売却ができる状態に選別・保管し、容器包装リサイクル法に対応した仕組みを中心にして再資源化を行います。

② 焼却施設（南処理工場）

燃せるごみとして収集・搬入されたもののほか、粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の木質系ごみなどを焼却し、最終処分するごみ量の減容、衛生的処理を行います。

また、焼却に伴って発生する熱を回収し発電するとともに、蒸気供給などによる余熱利用を行うほか、焼却灰も工事材料等に利用できるよう民間処理施設への委託によりスラグ化などの再資源化・再生利用を行います。

③ 粗大ごみ処理施設

委託による戸別収集や直接搬入される家具や家電製品（家電リサイクル法の対象品以外）を、形状・材質等に応じて前処理し、破碎不適物などを選別します。

その後、破碎処理を行った後の可燃物は焼却し、鉄類は磁選機で資源物として回収します。

④ プラスチック類減容固化施設

不燃ごみは埋立処分としていますが、その中に含まれる廃プラスチック類^{*}は、重量に比し大きな容積を占めています。埋立処分場の延命化、運搬の安全性・効率性のため、不燃ごみの容積を圧縮したうえで埋立処分を行います。

⑤ その他民間施設での中間処理・再資源化

店頭などで拠点回収した廃乾電池は民間資源化施設へ処理委託のほか、集団資源回収に出された新聞紙・雑誌など有価物の売却など、本市の設置する施設での処理以外の方法でも中間処理・再資源化を行います。

⑥ 今後の予定

今後整備予定の広域処理施設では、焼却施設に粗大ごみ処理施設を併設し、可燃性残さを焼却するとともに、不燃ごみ等選別施設と連動して、金属類等の資源物を選別した後、廃プラスチック等を焼却することで、最終処分量の削減を図り、発生する熱の回収による高効率発電を行っていきます。

また、容器包装廃棄物については引き続きリサイクルプラザ“アイクル”で再資源化に向けた選別・保管を行っていくほか、新たに、植木剪定枝や廃食用油、廃蛍光管などについても、効率的で安全な収集・運搬方法、また、環境負荷軽減効果や処理経費、保管施設などの必要な施設も検討のうえ、民間資源化施設の活用を前提とした中間処理・資源化を検討していきます。

^{*}廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみで、容器包装プラスチックとペットボトルは含まない。

(3) 最終処分計画

最終処分場の確保は、安定したごみ処理事業を維持するために不可欠な廃棄物処理施設です。中間処理により減量化・無害化した後も処理残さが排出されるため、この処理残さを受け入れ、埋立処分する必要があります。

本市では、平成9年度に市の最終処分場での埋立処分を終了し、平成15年度以降は、市内では処分場を確保できず、県外施設へ処分を委託する状態が続いています。

今後、広域処理施設として整備する三浦市内の最終処分場で埋立てを行うこととなりますが、引き続き、排出抑制に努めつつ、不燃ごみの選別による資源物回収、可燃性残さの焼却・熱回収などにより、最終処分量の減量化を図るとともに、最終処分場の延命化を図り、環境に配慮した方法で適正に最終処分を行っていくこととします。

(4) 収集・運搬、処理・資源化量の見込み

計画基準年度（平成21年度）と目標年度（平成33年度）における、収集・運搬計画ほか各計画に見込むごみ量は、以下のとおりです。

表 5-2-2 ごみの種類別排出量 (単位：t)

ごみの種類	平成21年度	平成33年度
燃せるごみ	101,881	84,527
不燃ごみ	6,141	5,591
資源ごみ	16,989	19,913
缶・びん・ペット	7,588	6,650
容器包装プラ	9,289	7,956
乾電池ほか	112	5,307
粗大ごみ	3,119	2,836
(小計)	(128,130)	(112,867)
集団資源回収品目	30,616	31,195
排出・収集量計	158,746	144,062

表 5-2-3 中間処理・最終処分量 (単位：t)

処理施設	平成21年度	平成33年度
焼却施設	104,760	89,275
減容固化施設 (最終処分)	6,141	—
不燃ごみ等 選別施設 (うち最終処分)	—	8,427 (2,406)
粗大処理施設	3,133	—
資源化施設	22,589	22,964
直接資源化	25,016	28,144
処理・処分量計	161,639	148,810

* 焼却の前処理などの過程のため、処理・処分量は、表5-2-2の排出量より大きくなっている。

(参考) 種類別1人・1日排出量 (単位：g)

ごみの種類	平成21年度	平成33年度
燃せるごみ	646	594
不燃ごみ	39	39
資源ごみ	108	140
粗大ごみ	20	20
(小計)	(813)	(793)
集団資源回収	194	219
排出・収集量計	1,007	1,012

* 平成21年度の1人1日排出量も、将来推計人口にあわせ、住民基本台帳と外国人登録の合算で割っている。

3 ごみ処理施設の整備

前項の(2)中間処理計画、(3)最終処分計画に従って、適正なごみ処理を実行するための処理施設は以下のとおりです。

今後、広域処理施設の整備を進めつつ、その稼働までの間、現行の施設の長寿命化・延命化に努めた施設管理を行うことにより、引き続き安定した運転を確保し適正処理を維持していきます。

(1) 現行の処理施設

① リサイクルプラザ“アイクル”（再資源化施設）

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類10品目の全てに対応しています。

平成13年4月に稼働を開始してから10年以上経過し、プラント設備の各機器に経年劣化による故障が多くなってきましたが、緊急修繕等の対策で万全を期しています。

設置：平成13年1月

能力：220 t／日（5時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）

② 南処理工場（焼却施設）

昭和58年の設置以来25年以上経過し、その間、安定的な焼却確保のための維持管理、特に平成12～14年度にはバグフィルタの設置などダイオキシン対策を施し、環境保全対策に万全を期しています。

設置：昭和58年10月

能力：200 t／日・3炉（全連続燃焼式ストーカ炉）

③ 南処理工場（粗大ごみ処理施設）

昭和58年の設置以来25年以上経過し、粗大ごみの破碎処理をするとともに、粗大ごみ中の鉄類を磁選機により回収しています。

設置：昭和58年10月

能力：60 t／日（5時間）・1基（衝撃せん断回転式）

④ プラスチック類減容固化施設

市内最終処分場の延命化を図るため、廃プラスチック類の資源化が可能になるまでの間、処分場の有効利用を目的とした減容固化施設として設置しました。

市内での埋立て終了後も、県外最終処分場への負荷軽減、運搬の安全性、効率性から不燃ごみの減容固化を行っています。

設置：平成7年8月

能力：75 t／日（5時間）・2基（圧縮梱包）

⑤ 施設の長寿命化・延命化対策

現行施設の老朽化に対し、安定的なごみ処理のため、施設・設備の老朽化に対応した維持補修を行っていきます。

焼却施設については、前処理としての破碎に必要な粗大ごみ処理施設とともに、広域処理施設の稼働予定の平成 31 年度まで処理を行っていきます。

また、不燃ごみの減容固化施設については、圧縮機、梱包機などの補修を続けつつ、広域処理施設の不燃ごみ等選別施設の整備計画を見据えながら運転を継続していきます。

(2) ごみ処理広域化計画に伴う本市の処理施設整備

広域処理施設として「焼却施設」「不燃ごみ等選別施設」および「最終処分場」を整備します。

① 広域処理施設

ア) 焼却施設

焼却施設では、燃せるごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクルを行います。焼却処理に伴って発生する熱を回収して、発電や施設内で温水利用を行い、余った電力は電力会社に売却します。

能力：約 430 t / 日

イ) 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみ等選別施設では、不燃ごみと不燃性粗大ごみを処理対象とし、破碎・選別処理を行います。選別された金属類は資源化します。可燃性残さは焼却し、不燃性残さは埋立処分を行います。

能力：約 50 t / 日

ウ) 最終処分場（三浦市に設置）

最終処分場では、不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さを処理対象とし、埋立処分します。最終処分場は、屋根付き（クローズド型）処分場とします。

規模：約 138,000 m³（工期を分けて建設することも検討します。）

* 施設整備にあたっては、廃棄物を巡る動向や技術革新等を踏まえ、直近のデータにより適切な規模と最新かつ最適な技術を備えた施設となるよう適宜、計画の見直しを行います。

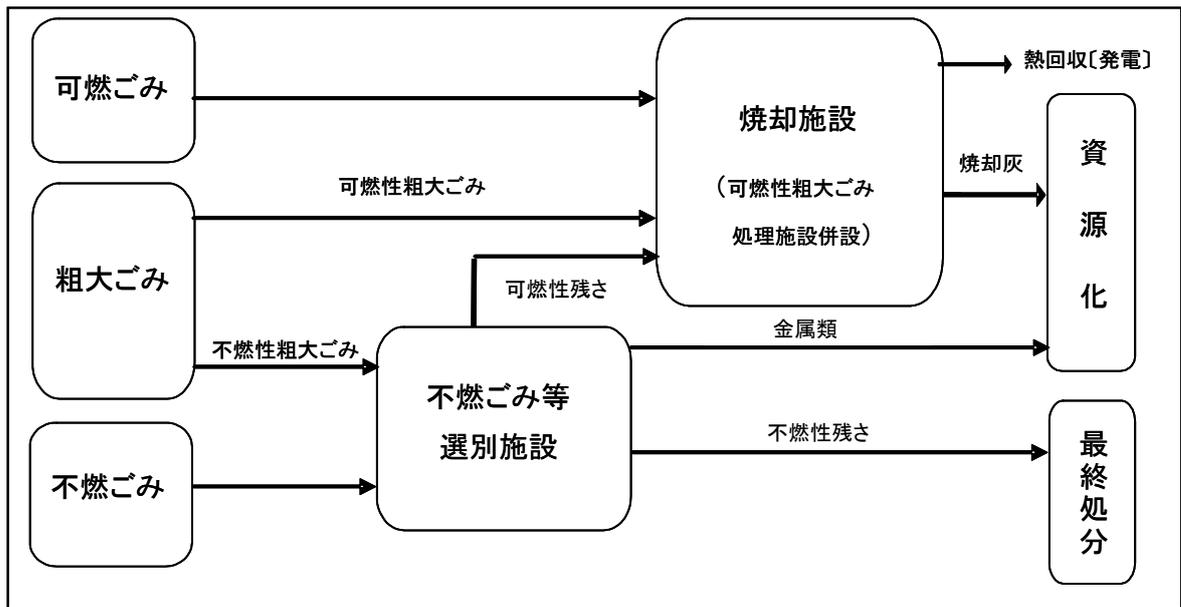


図 5-3-1 広域における処理基本フロー

施設	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・測量、地質調査 ・アセス調査、設計等 				建設工事						施設稼動
不燃ごみ等選別施設	<ul style="list-style-type: none"> ・測量、地質調査 ・アセス調査、設計等 				建設工事				施設稼動		

図 5-3-2 施設整備スケジュール

- * このスケジュールは最短のケースです。
- * 最終処分場の整備については、ごみ処理広域化の事業として三浦市が行うことになり、最終処分場の稼動は、平成 29 年度を目標としています。

② 本市の処理施設

広域処理施設で対応する「燃せるごみ」「不燃ごみ」以外の、集団資源回収品目ほかの資源ごみについては、本市の再資源化施設で処理を行い、引き続き、資源ごみの品質向上やリサイクル推進のため、保守点検および緊急修繕等による保全業務を徹底し、安全で安定した運転を継続していきます。

- ・ リサイクルプラザ “アイクル”

容器包装廃棄物を中心とする再資源化のための中間処理施設として、引き続き、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックなどの選別・保管を行っています。

- ・ 収集事務所等ごみ処理関連施設

ごみ処理広域化施設整備による処理施設の再編に伴う既存処理施設の整理・跡地利用の検討に合わせ、収集・運搬の効率化を考慮し、環境第1・第2事務所の統合を検討していきます。

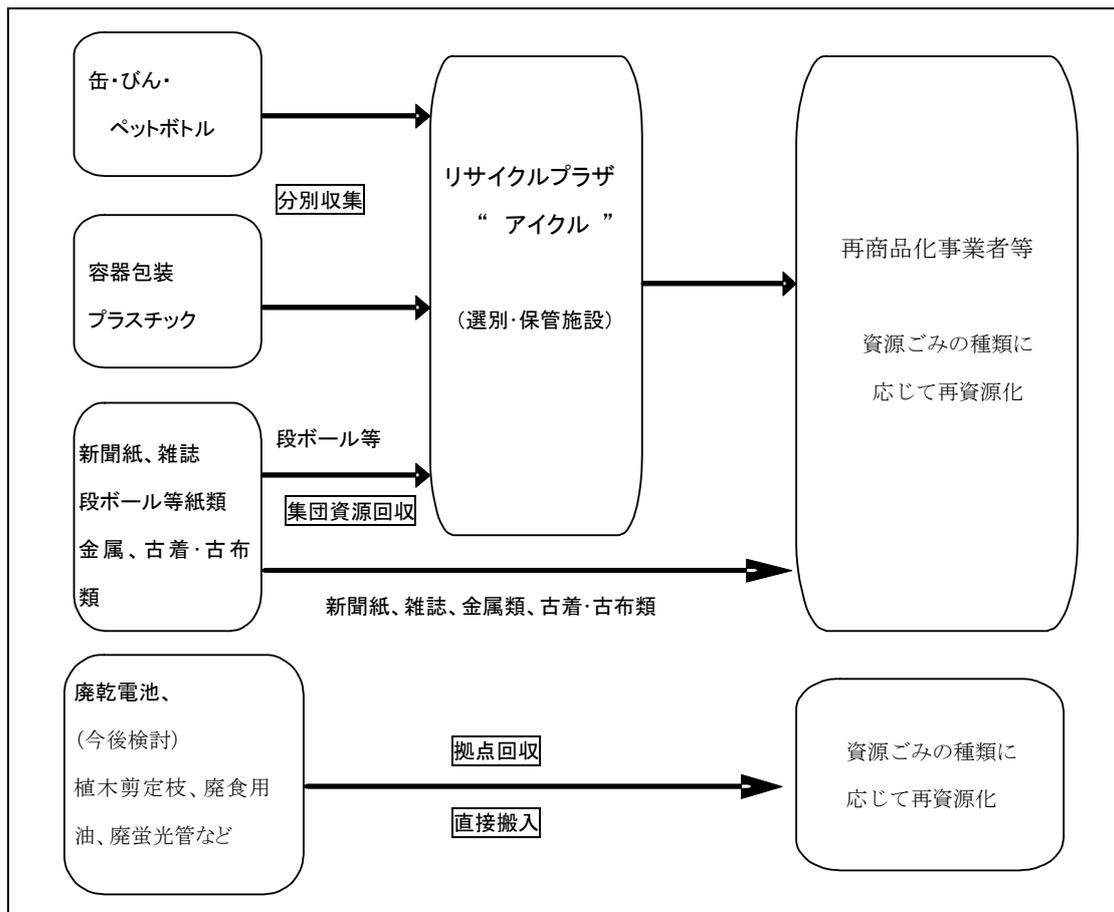


図 5-3-3 広域処理後の本市独自処理のフロー

第6章 その他ごみ処理に関し必要な事項

本計画の基本理念として掲げる「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」は、市民・事業者・市とが一体となって取り組むことで実現されるものです。

これまでの第1章から第5章に、持続可能な循環型社会の創造に向けた基本理念、それを実現する手段としての3R推進の内容、市民・事業者・市それぞれの減量化・資源化のための役割、また、市が行うごみ処理に関する計画などを示してきました。

今後、本計画を市民・事業者・市が協働して継続的に実施していくにあたって、事業の実施状況や減量化・資源化等の達成状況を点検・評価していくことが必要です。

第6章では、計画の推進体制・進行管理などを示すほか、その他一般廃棄物に関する事項として、今後のごみ減量策としての家庭ごみ有料化についての考え方、災害廃棄物対策なども示します。

1 廃棄物減量等推進審議会の運営

本市のごみの減量化・資源化、適正処理の推進に関して審議するため、廃棄物処理法第5条の7の規定に基づき、市民・学識経験者・事業者団体代表等で構成する「横須賀市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

これまでも、容器包装廃棄物などの分別収集の在り方、事業系ごみの収集方法の見直し、公共の場所のごみ対応などについて答申や意見をいただき、現在の容器包装リサイクル法に対応した分別収集体制の確立のほか、市による事業系一般廃棄物収集の原則廃止などを本市のごみ処理施策に反映してきました。

今後も本市の廃棄物処理施策の在り方についての審議とともに、ごみの排出・処理量、資源化率など本市の一般廃棄物に関する目標値・評価指標により当計画の進行管理を行っていきます。

2 市民・事業者・市の協力体制

平成21年7月に実施した「横須賀市新環境基本計画」策定のための市民アンケートでは、前回調査に比べ「リサイクルの状況」への満足度は上昇しています。また、行政に対する希望としては「処理施設の整備」、事業者に対しては「事業系廃棄物の減量化・資源化、適正処理」を求めつつ、市民自らも「マイバッグ利用やリサイクル活動の推進など」減量化・資源化に取り組むべきとの意見が上位になるなど、環境保全・ごみ処理問題への市民意識の高まりが見られます。

こうした中で、本市のごみ処理の今後の姿を定める本計画への市民意見の反映は重要であり、市民公募委員も参加する廃棄物減量等推進審議会での審議、またパブリックコメントによる意見募集などにより、市民意見の反映を図りました。

今後、本計画の基本理念である「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の創造」へ向けて、市民の日常生活における3Rと分別排出の推進、それに対応した市の「分別収集、資源化・適正処理」の実施、また、事業者も事業活動から生じる廃棄物の3Rに努めると同時に使用後の「再使用・再生利用」を考慮した製品の提供・販売などが求められています。

これらについて、市民・事業者・市が一体となって取り組むことで、本市の減量化・資源化、適正処理の推進が一層効果的なものとなっていきます。

既に、「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」や「ごみダイエット推進員」「アイクル・マイスター」の活動のほか、町内会・自治会等による集団資源回収や日常の分別排出指導など、市民・事業者と協働した取り組みが行われています。

また、より広い意味の活動として、環境美化の観点も含めたクリーン活動として、横須賀市がよりきれいで住みやすい町となるように、市民一人一人が進んで美化活動に参加し、あいさつを交し合う「クリーンよこすか運動」を推進する「クリーンよこすか市民の会」と協働し、清掃美化活動の実践と普及にも努めていきます。

3 ごみ処理基本計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価・見直し

ごみ処理基本計画は、概ね5年ごとに見直すこととされています。

計画の見直しにあたっては、本計画の数値目標などの達成状況の評価により事業効果や事業実施上の問題・課題なども把握できるよう、計画の進行管理を行います。

本計画の進行管理は、前項の計画推進にあたっての協働体制を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会の運営を通じて行います。

(2) 計画評価の指標

計画の進行管理、施策・事業の見直しのための評価指標を別表のとおり設定し、継続的な進行管理計画・見直しを行います。

表 6-3-1 評価指標および平成 21 年度実績

項 目		単 位	平成21年度	備 考	
循環型社会形成	廃棄物の排出量	総排出量	t/年	158,746	
		ごみ量	t/年	128,142	
		集団資源回収量	t/年	30,604	
		1人1日排出量	g/人・日	822	
		1人1日総排出量 (集団回収を含む)	g/人・日	1,018	* 1,056g/人・日
	廃棄物の処理量	焼却量 (焼却率)	t/年 (%)	104,760 (81.8%)	
		埋立量 (埋立処分率)	t/年 (%)	6,053 (4.7%)	* 13%
		資源化量	t/年	56,929	
	資源化率	廃棄物からの資源回収率	%	35.9%	* 24%
	経済性	処理単価	総処理経費	円/t	36,591
収集経費			円/t	23,563	
中間処理経費			円/t	15,351	
最終処分(埋立)経費			円/t	54,115	
資源化経費			円/t	25,665	
1人当たり年間処理経費			円/人・年	13,602	
<p>・ 温室効果ガスの排出</p> <p>廃棄物処理に伴う温室効果ガス (CO₂) の排出量については、別途策定する「横須賀市地球温暖化対策新実行計画」で示します。</p>					

注 1) 備考欄の*は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示)」に示す、「廃棄物の減量化の目標量」の数値。なお、この基本方針は、平成 22 年 12 月 20 日に「循環型社会への転換をさらに進めていく」方向で変更されました。

注 2) 1 人 1 日排出量 822 g は、住民基本台帳人口 427, 049 人で割った値。

4 家庭ごみの有料化

ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする「家庭ごみの有料化」については、近隣市町と調整を図りながら、「第4章 4その他市が講ずべき方策」のとおりごみの一層の減量のため、その導入の必要性・効果、本市が実施する場合の有効な方法などを検討していく必要があります。

(1) 検討の背景

4分別収集を平成13年度に開始して以来、本市のごみの排出・処理量の推移は減少傾向にあります。4分別収集以降の減量化・資源化策に大きな進展は無く、今後、高齢化や人口減少の進行などの社会情勢の変化に対応する新たな減量策を検討していく必要があります。

(2) 制度の目的

焼却・資源化や埋立てなどのごみ処理施設の建設経費や処理経費の負担軽減とごみ処理にかかる環境負荷の低減を図るため、ごみの排出抑制、減量化・資源化を推進し、処理すべきごみ量を減らすことが有料化導入の第一の目的となります。

また、ごみの減量・分別排出に取り組む市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保、受益者負担の適正化の確保も重要な目的です。

(3) 並行して検討すべき事項

家庭ごみ有料化は、分別排出など市民のこれまでの減量化・資源化の取り組みに対し、新たに「手数料」という経済的負担を課すことで減量化・資源化の動機付けとしようとするものです。

これを円滑に導入・実施するためには、より一層のごみ減量の必要性への市民の理解が不可欠であり、減量効果に効果的な料金体系や公平性の確保など制度の主旨・内容について十分な説明・周知を図るとともに、有料化の目的に沿った減免対象の設定や収集方法の工夫など、制度の内容にも市民の様々な状況に応じた配慮が必要で

そのためには、有料化以前に市民が自主的にごみの減量化・資源化を実現できる体制整備はもとより、有料化実施に伴い危惧される不法投棄への対応、さらには、福祉施策や環境美化推進策などその他の施策との調整も図る必要があります。

5 災害時の廃棄物対策

災害発生時の迅速な対応のために、「横須賀市地域防災計画」に基づく「横須賀市災害廃棄物等処理計画」により廃棄物等（ごみ及びし尿）の処理を行います。

・横須賀市災害廃棄物等処理計画

「横須賀市地域防災計画」を補完する個別計画として、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理およびリサイクルを図り、災害時の市民の生活環境を確保することを目的に「横須賀市災害廃棄物等処理計画」を策定します。

なお、災害により大量の廃棄物等が発生し、本市での処理が困難となった場合は、以下の項目について、県および近隣市町村に支援を要請するものとします。

① 仮置き場の確保

ごみ処理施設の一時的な使用不能、道路事情によるごみ処理施設への運送が困難となる場合や、家屋倒壊によるがれきの集積場所として仮置き場を設置し、収集した廃棄物を一時的に集積します。

② 廃棄物の処理

収集された廃棄物は可能な限り分別を行い、焼却、資源化、埋立処分を行います。

③ 仮設トイレの設置

災害の規模や委託業者の被災、し尿処理施設等の損壊によって避難所から発生するし尿全てを収集・処理することが困難な場合は、仮設トイレ等を設置し、し尿の収集・処理を行います。

6 その他一般廃棄物関連事項

(1) 不法投棄対策の強化

生活環境の保全・改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、町内会・自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。

(2) ポイ捨て防止及び路上禁煙

平成 19 年に、ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例（平成 9 年条例第 14 号）を改正し、ポイ捨ての多くを占めるたばこの吸い殻の散乱を防止する観点から、横須賀中央駅周辺地区を路上禁煙地区に指定するなどポイ捨て防止と環境美化を推進しています。これと併せて「路上禁煙指導員」を配置し、路上喫煙者に対する巡回指導を行っています。

しかしながら、路上喫煙者数やポイ捨てごみは減少してはいるものの、なくなるまでには至っていません。

今後とも、ポイ捨て防止・路上禁煙徹底の啓発キャンペーンなどを通じて、更なる環境美化の推進を図っていきます。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。

(3) 海岸漂着ごみの円滑処理

魅力ある自然海岸を保全するため、海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き(財)かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

なお、個人や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。

市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、回収された漂着ごみの適正な処理に努めていきます。

(4) 適正処理困難物および排出禁止物

市町村による適正処理が困難な廃棄物として、国は廃棄物処理法第6条の3第1項の規定に基づきゴムタイヤ・テレビ(25型以上)など4品目を指定し、製品の廃棄後においても、事業者に対して処理責任を求めています。

同様の主旨で、本市では、条例第27条に基づきテレビ(25型未満)、エアコンなど5品目を指定しています。これらについては自動車リサイクル法や家電リサイクル法などによる再商品化や、製造事業者による処理の体制が順次整いつつあり、引き続き本市では処理できないものとして、市民に対して、販売店等による引き取りなどを指導していきます。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを条例第24条に規定し、使用者の責任での適正な処理、または廃棄物処理法第3条第2項の事業者責任の主旨により販売店等による引き取りなどを指導していきます。

(5) 廃棄物処理に関する制度改善要望

一般廃棄物の処理に関する制度全般が有効に機能するよう、法制度の改善について、国県等関係機関への働きかけを行っていきます。

- ・ 容器のデポジット制度など、全国的な減量化・資源化策の普及
- ・ 廃棄物リサイクル拡大のための再生利用品の利用拡大
- ・ 効果的なごみ処理施設整備のための施設整備補助制度

Ⅲ 資料編

- ・ 目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量の見込
- ・ 横須賀市廃棄物減量等推進審議会への諮問文
- ・ 横須賀市廃棄物減量等推進審議会からの答申文
- ・ 計画改定審議等の経過
- ・ 横須賀市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ パブリック・コメント手続の結果について

目標年度におけるごみの発生・排出量および処理・資源化量の見込

（（C）欄は、現時点で確実に量を見込めるものについて計上）

1 排出量

（1）種類別排出量

（単位：t）

区分	年度	平成21年度 実績 (A)	平成33年度			
			現状の処理を続けた場合 (B)	減量化・資源化施策を さらに推進した場合 (C)		
				21実績との比較 (B) - (A)	21実績との比較 (C) - (A)	
燃せるごみ		101,881	92,907	△ 8,974	84,527	△ 17,354
不燃ごみ		6,141	5,591	△ 550	5,591	△ 550
資源ごみ		16,989	14,713	△ 2,276	19,913	2,924
缶・びん・ペットボトル		7,588	6,650	△ 938	6,650	△ 938
容器包装プラスチック		9,289	7,956	△ 1,333	7,956	△ 1,333
乾電池ほか		112	107	△ 5	107	△ 5
植木剪定枝				0	5,200	5,200
粗大ごみ		3,119	2,836	△ 283	2,836	△ 283
（ごみ品目小計）		128,130	116,047	△ 12,083	112,867	△ 15,263
集団資源回収品目		30,616	28,015	△ 2,601	31,195	579
排出量合計		158,746	144,062	△ 14,684	144,062	△ 14,684

（2）収集等形態別排出量

（単位：t）

区分	年度	平成21年度 実績 (A)	平成33年度			
			現状の処理を続けた場合 (B)	減量化・資源化施策を さらに推進した場合 (C)		
				21実績との比較 (B) - (A)	21実績との比較 (C) - (A)	
定日収集		90,525	81,590	△ 8,935	78,410	△ 12,115
燃せるごみ		69,902	63,589	△ 6,313	60,409	△ 9,493
不燃ごみ		5,548	5,047	△ 501	5,047	△ 501
缶・びん・ペットボトル		7,290	6,377	△ 913	6,377	△ 913
容器包装プラスチック		7,785	6,577	△ 1,208	6,577	△ 1,208
許可収集		26,313	24,129	△ 2,184	24,129	△ 2,184
臨時収集		997	907	△ 90	907	△ 90
乾電池収集		105	101	△ 4	101	△ 4
粗大ごみ収集		1,229	1,118	△ 111	1,118	△ 111
（収集計）		119,169	107,845	△ 11,324	104,665	△ 14,504
直接搬入		8,973	8,212	△ 761	3,012	△ 5,961
植木剪定枝				0	5,200	5,200
（収集+直接）		128,142	116,057	△ 12,085	112,877	△ 15,265
集団資源回収		30,604	28,005	△ 2,599	31,185	581
排出量合計		158,746	144,062	△ 14,684	144,062	△ 14,684

2 処分量（処理施設搬入量）

（単位：t）

区分	年度	平成21年度 実績 (A)	平成33年度			
			現状の処理を続けた場合 (B)		減量化・資源化施策を さらに推進した場合 (C)	
				21実績との比較 (B) - (A)		21実績との比較 (C) - (A)
焼却施設		104,760	95,534	△ 9,226	89,275	△ 15,485
減容固化施設		6,141	5,591	△ 550		△ 6,141
粗大処理施設		3,133	2,836	△ 297		△ 3,133
不燃ごみ等選別施設				0	8,427	8,427
資源化施設		22,589	19,784	△ 2,805	22,964	375
直接資源化		25,016	22,944	△ 2,072	28,144	3,128
合計		161,639	146,689	△ 14,950	148,810	△ 12,829

3 処理量

（単位：t）

区分	年度	平成21年度 実績 (A)	平成33年度			
			現状の処理を続けた場合 (B)		減量化・資源化施策を さらに推進した場合 (C)	
				21実績との比較 (B) - (A)		21実績との比較 (C) - (A)
焼却量		104,760	95,534	△ 9,226	89,275	△ 15,485
埋立量		6,053	5,591	△ 462	2,406	△ 3,647
資源化量		56,929	51,095	△ 5,834	60,030	3,101

4 その他

区分	年度	平成21年度 実績 (A)	平成33年度			
			現状の処理を続けた場合 (B)		減量化・資源化施策を さらに推進した場合 (C)	
				21実績との比較 (B) - (A)		21実績との比較 (C) - (A)
ごみ焼却率		81.8%	82.3%	△ 0.5 ポイント	79.1%	△ 2.2 ポイント
ごみ埋立率		4.7%	4.8%	△ 0.1 ポイント	2.1%	△ 2.6 ポイント
資源化率		35.9%	35.5%	△ 0.4 ポイント	41.7%	5.8 ポイント
1人1日排出量		813 g	815 g	2 g	793 g	△ 20 g
1人1日総排出量 (集団回収を含む)		1,007 g	1,012 g	5 g	1,012 g	5 g

※ 焼却率＝焼却量／（収集によるごみ量＋直接搬入によるごみ量）×100

※ 埋立率＝埋立量／（収集によるごみ量＋直接搬入によるごみ量）×100

※ 資源化率＝資源化量／排出量合計×100

※ 平成21年度の1人1日あたり排出量も、将来推計人口に合わせ住民基本台帳と外人登録の合算で割り返してある。

諮問文

横環総第5号
平成21年(2009年)10月28日

横須賀市廃棄物減量等推進審議会
委員長 小林 康彦 様

横須賀市長 吉田 雄人

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（諮問）

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法 第6条第1項の規定に基づき、市が長期的・総合的視点に立ってごみ処理を行うための基本方針であり、ごみの排出抑制及び発生から最終処分までの各過程において適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

現行の「ごみ処理基本計画」は、平成22年度を目標年度として平成15年3月に策定しました。その後「廃棄物処理法の基本的な方針」、「第2次循環型社会形成推進基本計画」の改定などの廃棄物処理に関する国の動向に対応するとともに、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ、一層の減量化・資源化を推進するため、平成23年度を初年度とする新たな計画に改定する必要があります。

このような状況に対し、本市の適正な廃棄物行政を推進させるための基本方針としての一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 文

平成23年（2011年） 1月18日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀市廃棄物減量等推進審議会
委員長 小 林 康 彦

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）

本審議会は、平成21年10月、市長から一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について諮問を受けました。

廃棄物の処理・リサイクルにあたっては、資源問題や地球温暖化対策へも対応しながら、循環型社会を目指すこととされています。

こうした状況を踏まえながら、7回に亘る審議を重ね、現行計画に示された諸施策の実施状況やごみ量推移などの現状と課題を整理したうえで、現行計画の方針である「“循環型都市よこすか”を目指して」をさらに進展することができるよう、今後の11年間を見通した横須賀市のごみ処理に係る基本的な考え方と施策の方向性について審議してきました。

その結果、別添「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」のとおり答申いたします。

計画改定審議等の経過

平成21年(2009年)10月28日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第43回) (諮問)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
平成21年(2009年)12月18日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第44回) (審議)改定案第1・2章
平成22年(2010年)2月10日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第45回) (審議)改定案第4章 横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会への要望
平成22年(2010年)4月20日 平成22年(2010年)6月2日	横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会(第1回) 横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会(第2回)
平成22年(2010年)6月28日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第46回) (審議)改定案第5章
平成22年(2010年)6月30日 平成22年(2010年)7月28日 平成22年(2010年)8月4日	横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会(第3回) 横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会(第4回) 横須賀市新ごみ処理施設整備に係る横須賀方式の生ごみバイオガス化施設導入についての検討結果の公表(横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会)
平成22年(2010年)8月11日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第47回) (審議)改定案第3・6章
平成22年(2010年)10月8日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第48回) (審議)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について (パブリック・コメント素案)
平成22年(2010年)11月5日)	パブリック・コメントの実施
平成22年(2010年)11月25日	
平成22年(2010年)12月20日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第49回) (審議)パブリック・コメントの実施結果 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について (答申)(案)
平成23年(2011年)1月18日	横須賀市廃棄物減量等推進審議会(第50回) (答申)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
平成23年(2011年)1月26日	環境総合政策会議

横須賀市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 (50音順)

- ◎ 委員長
○ 委員長職務代理者

	氏名	委嘱区分	所属および役職等
	加藤 浩	市民 公募委員	
	北村 理和子	事業者団体	横須賀商工会議所 議員
	鬼頭 幸子	市民 公募委員	
	國分 富子	市民	ごみダイエット推進員
◎	小林 康彦	学識経験者	財団法人日本環境衛生センター 会長
	佐藤 明	事業者団体 廃棄物処理業	横須賀市一般廃棄物協同組合 代表理事
	関矢 博之	労働者団体	三浦半島地域連合 政策委員
	寺嶋 均	学識経験者	社団法人全国都市清掃会議 技術顧問
	橋口 茂生	事業者団体	横須賀市生活協同組合運営協議会 理事
	福本 としみ	市民団体	クリーンよこすか市民の会 副会長
	藤田 和秀	事業者団体 廃棄物処理業	横須賀市資源回収協同組合 理事長
	藤森 喜美子	市民団体	横須賀市連合町内会 監事
	森 昭	事業者団体	横須賀商店街連合会 会計監事
○	米村 洋一	学識経験者	NPO法人地域交流センター 副代表理事

(平成22年12月1日現在)

◎ 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定素案」に関するパブリック・コメント
 手続の結果について

1 市民等からの意見等の集計結果

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、平成 22 年 11 月 5 日から 25 日
 までの間、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定素案」について市民等からの意見募集
 を行いました。

その結果、6 人から 20 件の意見等がありました。

(1) 提出方法別の人数

提出方法	人数
直接持ち込み	0
郵送	0
ファクシミリ	3
電子メール	3
合計	6

(2) 項目別の意見等の数

項目	件数
I 基本的事項	
第 1 章 基本理念・方針	0
第 2 章 現状と課題	5
II ごみ処理基本計画	
第 3 章 ごみの発生量・処理量の見込み	2
第 4 章 ごみの発生・排出抑制のための方策	2
第 5 章 分別収集区分と資源化・適正処理	8
第 6 章 その他ごみ処理に関し必要な事項	3
合計	20

2 主な意見等

第2章 現状と課題

- ・ 不燃ごみの資源化について、「資源化施設整備の遅れから、実施に至っていない」とあるが、どんな施設建設を計画し、なぜ遅れたのかを記載してほしい。

第3章 ごみの発生量・処理量の見込み

- ・ 焼却灰について、現在、県外に搬出しているが、市内の民間施設で熔融固化処理をせず、県外へ搬出している理由は何か。

第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策

- ・ 事業者の使い捨て製品の販売自粛は、期待できない。企業は営利第一主義で、製造した製品から出るごみの処理は税金（法人税）で賄うという理念ではないか。市レベルでは虚しい表現である。

第5章 分別収集区分と資源化・適正処理

- ・ 基本的には、燃やさない方策を考えるべきである。
- ・ ごみの減量化の推進と、ごみ発生量が年々減少していることを踏まえ、焼却施設の規模は、さらに小さくすべきである。
- ・ プラスチックごみは、焼却すればダイオキシンその他周辺環境への被害をもたらす恐れが大きいので、焼却すべきではない。
- ・ 不燃ごみ中の廃プラスチック類は、「不燃ごみ」として分別収集し、選別施設で「可燃性残さ」として焼却することになっているが、「分別収集して、資源化する」のがよい。
- ・ ごみの種類ごとの1人あたり排出量の減を数値で示した方がよい。

第6章 その他ごみ処理に関し必要な事項

- ・ 進行管理等のための評価指標は、「基準値」ではないか。また、表の備考欄に記載の最終処分率は、評価指標の1項目として記載した方が分かりやすい。
- ・ 製品プラスチックと容器包装プラスチックは、ともにリサイクルされるよう国に働きかけるべきである。

横 須 賀 市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

<平成 23 年（2011 年） 3 月>

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市環境部環境総務課
電話 046-822-8419、FAX 046-824-5630
E-mail : lege-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

*平成 23 年 4 月 1 日付組織改正等に伴い、環境部は「資源循環部」に名称変更となり、環境総務課は「資源循環総務課」、環境施設課は「資源循環施設課」、環境第 1 事務所・環境第 2 事務所は「資源循環第 1 事務所」「資源循環第 2 事務所」、プラスチック類減容固化施設は「不燃ごみ減容固化施設」に変更となります。